

市 町 村 補助金ハンドブック

令和5年11月

北海道総合政策部地域行政局市町村課編集

利用に当たっての留意点

<編集範囲>

本書に掲げられている補助金等の対象事業等は、次のとおりであること。

- 1 国・道補助事業（原則として負担金、委託金を除く。）
 - (1) 国費及び道費の補助金の交付事業で、市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が事業主体となるものを対象としている。
 - (2) 国庫補助事業については、直接補助、間接補助を問わず、道が補助事務に関与するもののみを対象としている。
 - (3) 補助事業には、補助金的性格を有する利子補給事業も含んでいる。
- 2 道貸付事業
道単独の貸付事業で、市町村等が事業主体となるものを対象としている。
- 3 国・道以外の補助事業
国及び道以外（一般財団法人など）の交付事業で、道を経由して申請するものを対象としている。

※内容現在

- 1 「補助（貸付・交付）基準等」欄は、令和5年度現在の内容である。
- 2 「補助（交付）率等」欄は、令和5年度において適用されている補助率である。
従って、国庫補助負担率の暫定措置が適用されるものは、当該暫定措置による国庫補助率である。
- 3 「地方債（参考）」欄の充当率は、令和5年度地方債同意等基準に基づくものである。

目 次

<総務部>

危機対策局 危機対策課

○消防防災施設整備事業	1
○緊急消防援助隊設備整備事業	1
○消防団設備整備補助事業	1
○津波避難施設等整備特別対策事業費補助金	1
○津波避難施設等整備特別対策事業費起債償還費補助金	2

危機対策局 原子力安全対策課

○広報・調査等交付金	2
○原子力防災対策費補助金	2

北方領土対策本部 北方領土対策課

○北方領土隣接地域振興等事業	3
----------------	---

<総合政策部>

国際局 国際課

○地域国際化推進助成事業	5
--------------	---

次世代社会戦略局 デジタルトランスフォーメーション推進課

○移動通信用鉄塔施設整備事業	5
○移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助事業	5

地域創生局 地域政策課

○地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈一般事業〉）	6
○地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈福祉振興・介護保険基盤整備事業〉）	7
○地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈地域産業基盤整備事業〉）	7
○地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈エゾシカ緊急対策事業〉）	9
○地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈集落維持・活性化促進事業〉）	9
○地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈水資源保全推進事業〉）	10
○地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈デジタルチャレンジ推進事業〉）	10
○地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業〈ゼロカーボン推進事業〉）	10
○地域づくり総合交付金（特定課題対策事業）	11
○過疎地域集落再編整備事業	11
○過疎地域遊休施設再整備事業	13
○過疎地域持続的発展支援事業	13
○過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	14
○防災集団移転促進事業	15
○集落活性化推進事業	15
○コミュニティ助成事業	16
○シンポジウム助成事業	17
○地方創生アドバイザー事業	17
○地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	17
○移住・定住・交流推進支援事業	18
○地域づくり団体活動支援事業	18
○地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業	18
○離島振興対策事業	18
○離島活性化交付金	19
○離島広域活性化事業	20
○特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	20
○豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	21
○半島振興広域連携促進事業	22

地域行政局 市町村課	
○北海道市町村振興基金貸付事業	23
地域行政局 行政連携課	
○地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）	24
交通政策局 交通企画課	
○地域間幹線系統確保維持事業	25
○生活交通路線維持対策事業	25
○バス利用促進等総合対策事業	26
航空港湾局 航空課	
○港湾関係災害復旧事業	27
○空港整備事業（特定地方管理空港）	27
○住宅騒音防止対策事業費補助金	27
○道内航空需要創出広域連携事業費補助金	27
<環境生活部>	
環境保全局 環境政策課	
○環境保全促進助成事業	28
○簡易水道等施設整備事業	28
○水道水源開発等施設整備事業	29
○北海道生活基盤施設耐震化等補助事業	30
環境保全局 循環型社会推進課	
○循環型社会形成推進交付金	33
○北海道海岸漂着物等地域対策推進事業	34
○循環資源利用促進設備整備費補助事業	34
○リサイクル技術研究開発補助事業	35
自然環境局 自然環境課	
○自然環境整備交付金事業	35
○環境保全施設整備交付金事業	35
○生物多様性保全推進支援事業	35
くらし安全局 道民生活課	
○地域女性活躍推進交付金	36
くらし安全局 消費者安全課	
○地方消費者行政強化交付金（北海道消費者行政強化事業補助金）	37
文化局 文化振興課	
○宝くじ文化公演事業	38
○（一財）地域創造助成事業	38
スポーツ局 スポーツ振興課	
○学校施設環境改善交付金	40
アイヌ政策推進局 アイヌ政策課	
○地方改善施設整備費補助事業（共同作業場等施設整備費）	41
○地方改善事業費（隣保館運営費等）補助事業	41
○アイヌ政策推進交付金	41
<保健福祉部>	
地域医療推進局 地域医療課	
○小児救急医療支援事業	42
○遠隔医療情報通信機器設備整備事業	42
○病床機能分化・連携促進基盤整備事業	42
○病床機能再編支援事業	44
○地域医療情報連携ネットワーク構築事業	45
○遠隔医療促進事業	45
○在宅医療提供体制強化事業	46

○小児等在宅医療連携拠点事業	47
○地方・地域センター機能強化事業	47
○へき地患者輸送車整備事業	48
○へき地診療所施設整備事業	48
○へき地診療所設備整備事業	49
○へき地診療所運営事業	50
○へき地患者輸送車運行事業	51
○へき地医療拠点病院事業（運営）	51
○へき地診療所医師派遣強化事業	52
○医師就労支援事業	52
地域医療推進局 医務業務課	
○子育て看護職員等就業定着支援事業	53
健康安全局 地域保健課	
○健康増進事業費補助金	53
○がん診療施設・設備整備事業	54
○がん診療連携拠点病院等機能強化事業	54
○小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	54
○過疎地域等特定診療所施設整備事業	54
○過疎地域等特定診療所設備整備事業	55
健康安全局 国保医療課	
○北海道国民健康保険給付費等交付金	55
○北海道国民健康保険財政安定化基金事業	55
感染症対策局 感染症対策課	
○新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	56
○軽症者等用宿泊施設借上げ事業	56
○新型コロナウイルス感染症相談窓口設置事業	56
○新型コロナウイルス感染症自宅軽症者等療養体制確保事業	57
○予防接種対策事業（調査事業）	57
○感染症指定医療機関事業	57
○ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	58
○緊急風しん抗体検査等事業	58
福祉局 地域福祉課	
○外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業費補助事業	59
○社会福祉施設産休等代替職員任用事業	59
福祉局 障がい者保健福祉課	
○重度心身障がい者医療給付事業	59
○市町村地域生活支援事業	59
○地域自殺対策強化事業	59
福祉局 高齢者保健福祉課	
○介護サービス提供基盤等整備事業	60
○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	60
○老人福祉施設等整備事業	60
○老人クラブ運営費補助事業	60
○介護サービス利用者負担軽減事業	60
○介護保険財政安定化基金事業	61
○権利擁護人材育成事業費補助金	61
○地域支援事業交付金	61
○介護のしごと魅力アップ推進事業費補助金	61
○キャリアパス支援研修事業費補助金	61
○介護助手普及促進事業費補助金	62
子ども政策局 子ども政策企画課	
○子ども・子育て支援整備交付金	62

○ひとり親家庭等医療給付事業	62
○乳幼児等医療給付事業	62
○次世代育成支援対策施設整備交付金	63
○子育て支援対策事業	63
○多子世帯の保育料軽減支援事業	64
○地域子ども・子育て支援事業	64
○就学前教育・保育施設整備交付金	65
○子ども・子育て支援体制整備総合推進事業	65
○子どものための教育・保育給付費補助事業	66
○保育対策総合支援事業費補助金	66
○地域少子化対策重点推進交付金	67
○妊産婦安心出産支援事業	67
○社会福祉施設産休等代替職員任用事業	67
○保育士等処遇改善臨時特例事業	68
○出産・子育て応援交付金	68
○こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）	68
子ども政策局 子ども家庭支援課	
○ひとり親家庭等生活支援事業	69
○医療的ケア支援事業	69
○地域子供の未来応援交付金	69
<経済部>	
地域経済局 中小企業課	
○卸売市場整備促進費補助金	70
資源エネルギー局 資源エネルギー課	
○電源立地地域対策事業	70
○石油貯蔵施設立地対策事業	70
ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課	
○ゼロカーボン地域プロジェクト支援事業	70
○新エネルギー設備等導入支援事業	70
○地域新エネルギー導入調査総合支援事業	71
労働政策局 産業人材課	
○事業内職業訓練設備整備事業	71
<農政部>	
食の安全推進局 食品政策課	
○北海道環境保全型農業直接支援対策事業	72
○食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金	72
○消費・安全対策交付金事業（地域での食育の推進事業）	73
○消費・安全対策交付金事業（地域での食育の推進事業 （令和4年度第2次補正予算事業分に限る）	73
○国際水準GAP実践拡大推進事業	73
○農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	74
○GFPグローバル産地づくり推進事業	74
○輸出対応施設等整備事業（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業／ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業）	75
○みどりの食料システム戦略推進総合対策事業	75
○地域バイオマス利活用促進事業	76
生産振興局 農産振興課	
○産地生産基盤パワーアップ事業	77
○経営所得安定対策等推進事業	77
○強い農業づくり総合支援交付金	77

○強い農業づくり事業	78
○持続的畑作生産体系確立緊急支援事業	78
○麦・大豆生産技術向上事業	79
生産振興局 畜産振興課	
○畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	79
○地域衛生管理体制整備事業	80
生産振興局 技術普及課	
○鳥獣被害防止総合対策事業	80
○新規就農者育成総合対策（新規就農者サポート体制構築事業）	81
○新規就農者育成総合対策（経営開始資金）／（経営発展支援事業）	81
○新規就農者育成総合対策（農業教育高度化事業）	81
農業経営局 農業経営課	
○農業経営基盤強化資金利子補給事業	82
○天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う利子補給事業	82
○畜産経営体質強化支援資金利子補給事業	82
○畜産特別資金利子補給事業	82
○農業災害融資利子補給事業	82
○天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う損失補償事業	82
○大家畜経営活性化資金利子補給事業	83
○大家畜経営改善支援資金利子補給事業	83
○大家畜特別支援資金利子補給事業	83
○畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業	83
○畜産特別支援資金利子補給事業	83
○地域計画策定推進緊急対策事業	83
○アイヌ農林漁業対策事業	83
○消費・安全対策交付金	84
○機構集積協力金交付事業	85
○農地利用効率化等支援事業	86
○農業共同利用施設災害復旧事業	87
農業経営局 農地調整課	
○農業委員会等活動促進事業	87
○農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	87
○国土調査事業	88
農村振興局 農村設計課	
○農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション整備事業）	88
○農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	89
○多面的機能支払交付金	90
○中山間地域等直接支払交付金	91
農村振興局 事業調整課	
○次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	92
農村振興局 農業施設管理課	
○基幹水利施設管理事業（一般型）	93
○水利施設管理強化事業（一般型）	94
○農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援金	94
○水利施設等保全高度化事業 （水利施設整備事業）（基幹水利施設保全型）（簡易整備型）（実施計画策定事業）	94
○農業水路等長寿命化・防災減災交付金：農業水路等長寿命化・防災減災事業	95
○土地改良施設突発事故復旧事業（補助）	96
○土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（補助）	96
○経営体育成促進換地等調整事業	97
農村振興局 農村計画課	
○農村環境計画策定事業	97

農村振興局 農地整備課

○農地整備事業経営体育成型（農業経営高度化支援事業） 98
○農地整備事業中山間地域型（農業経営高度化支援事業） 99
○農地整備事業国営事業促進型（農業経営高度化支援事業） 100
○農地整備事業国営流域治水対策型（農業経営高度化支援事業） 100
○水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備型・畑地帯総合整備中山間地域型
（農業経営高度化支援事業）／水利施設等整備事業（農業経営高度化支援事業） 100
○水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）（農業経営高度化支援事業） 101
○農業基盤整備促進事業 101
○農地耕作条件改善事業 102
○畑作等促進整備事業 106

農村振興局 農村整備課

○農業集落排水事業 108
○農業集落排水施設整備事業 109
○計画策定等事業（農業集落排水施設整備事業） 110
○農地・農業用施設災害復旧事業 110
○中山間地域所得確保推進事業 112
○北海道農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策） 112

<水産林務部>

水産局 水産振興課

○水産業振興構造改善事業 113
○とど被害防止対策事業 114
○水産基盤整備事業 114

水産局 漁港漁村課

○水産基盤整備事業 114
○漁港漁村環境整備事業 115
○漁港漁村整備事業 115
○漁港漁村活性化対策事業 115

林務局 林業木材課

○林業・木材産業構造改革事業 116
○合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業 116

林務局 森林計画課

○森林整備地域活動支援交付金 117

林務局 森林整備課

○森林整備事業（造林事業） 118
○豊かな森づくり推進事業 121
○苗木安定供給推進事業 121
○クリーンラーチ苗木早期増産対策事業 122
○森林保護事業 122
○エゾシカ森林被害防止強化対策事業 122
○森林整備事業（林道事業） 122
○林業・木材産業生産基盤強化対策事業 130
○北海道低コスト再造林対策事業 131
○林道施設災害復旧事業 131

林務局 治山課

○小規模治山事業 132
○林地崩壊防止事業 132
○災害関連山地災害危険地区対策事業 132

森林環境局 森林活用課

○森林・山村多面的機能発揮対策推進事業 133

<建設部>

土木局 道路課

○地域連携道路事業地方道事業	134
○雪寒地域道路事業	136
○交通安全施設等整備事業	136
○無電柱化推進事業	138
○交通連携推進事業	138
○社会資本整備総合交付金（道路事業）	138
○社会資本整備総合交付金（関連事業）	139

土木局 河川砂防課

○社会資本整備総合交付金（都市基盤河川改修事業）	139
○社会資本整備総合交付金（流域貯留浸透事業）	139
○社会資本整備総合交付金（総合流域防災事業）	140
○社会資本整備総合交付金（統合河川環境整備事業）	143
○社会資本整備総合交付金（海岸事業）	144
○河川等災害復旧事業	147
○災害査定用設計委託費補助	147
○河川等災害関連事業	147
○河川等災害特定関連事業	147
○河川等災害関連特別対策事業	147
○地域防災がけ崩れ対策事業	148
○特定小川災害関連環境再生事業	148
○社会資本整備総合交付金（関連事業）	148

まちづくり局 都市計画課

○街路交通調査費補助（総合都市交通体系調査）	149
○社会資本整備総合交付金（宅地耐震化推進事業）	149
○社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）	151
○都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	151

まちづくり局 都市環境課

○社会資本整備総合交付金（街路事業）	152
○社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	152
○社会資本整備総合交付金（土地区画整理事業）	152
○社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）	152
○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	154
○都市構造再編集集中支援事業	156
○都市再生総合整備事業	157
○社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）	157
○社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）	161
○社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）	162
○都市災害復旧事業	163
○公共土木施設（公園）災害復旧事業査定設計委託費補助	163
○社会資本整備総合交付金（下水道事業）	164
○社会資本整備総合交付金（都市水環境整備下水道事業）	164
○社会資本整備総合交付金（関連、効果促進事業）	164
○街路交通調査費補助	165
○街路事業	165
○都市・地域交通戦略推進事業	165
○土地区画整理事業	165
○地域環境保全下水道事業	165
○地方道路整備臨時貸付金	166
○官民連携まちなか再生推進事業	166
○国際競争拠点都市整備事業	167

○集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）	168
○浸水対策に係る個別補助事業	168
○民間活カイノベーション推進下水道事業	169
○都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	169
○社会資本整備総合交付金（都市安全確保拠点整備事業）	170
○都市安全確保促進事業	170

住宅局 建築指導課

○社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）	171
○社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）	171
○社会資本整備総合交付金（基本計画等作成事業）	171
○社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	171
○社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）	172
○社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）	172
○社会資本整備総合交付金（関連社会資本整備事業・効果促進事業）	173
○社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	173
○既存住宅耐震改修事業	173
○空き家対策総合支援事業	174
○公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	174
○地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業）	174
○地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（一時避難場所整備緊急促進事業）	175
○住まいのゼロカーボン化推進事業	176

住宅局 住宅課

○社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	176
○社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	177
○社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）	177
○社会資本整備総合交付金（関連事業）	177
○地域居住機能再生推進事業	178
○公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	178

<教育庁>

総務政策局 施設課

○公立小中学校等校舎の新・増築事業	179
○公立小中学校等屋内運動場の新・増築事業	179
○公立小中学校等の統合校舎・屋内運動場の新・増築事業	179
○公立中等教育学校等の建物の新・増築事業	179
○公立特別支援学校の小中学部の建物の新・増築事業	179
○公立学校施設災害復旧事業	180

学校教育局 高校教育課

○公立高等学校授業料不徴収交付金	180
○高等学校等就学支援事業	180
○高等学校等就学支援事業（事務費補助金）	180
○高等学校等就学支援事業（学び直し支援金）	181

学校教育局 義務教育課

○へき地児童生徒援助費等補助事業	181
○理科教育設備整備費等補助事業	182
○要保護児童生徒援助費補助事業（学用品費等、医療費、学校給食費）	183
○教育研究活動促進事業	183

学校教育局 特別支援教育課

○特別支援教育就学奨励費補助事業	183
------------------	-----

学校教育局 部活動改革推進課

○地域スポーツ・文化芸術活動体制整備事業費補助金	184
--------------------------	-----

学校教育局 健康・体育課	
○へき地児童生徒援助費等補助事業（保健管理費）	184
学校教育局 生徒指導・学校安全課	
○地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	185
生涯学習推進局 社会教育課	
○北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業	185
生涯学習推進局 文化財・博物館課	
○文化財保存事業	186
○地域文化財総合活用推進事業	187
○文化財多言語解説整備事業	187
○Living History（生きた歴史体験プログラム）促進事業	187
○先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業	187
○文化財観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業	187
学校教育局 義務教育課・特別支援教育課	
○被災児童生徒就学支援等事業交付金	188
総務政策局 施設課	
○学校施設環境改善交付金（1～16）	188
学校教育局 健康・体育課	
○学校施設環境改善交付金（17、18）	192
総務政策局 施設課	
○学校施設環境改善交付金（19～25）	192
ICT教育推進局 ICT教育推進課	
○GIGAスクール運営支援センター整備事業	194

総務部

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
消防防災施設整備事業	市町村 一部事務組合（広域連合を含む）	消防防災施設整備費補助金交付要綱（国）	地方公共団体の消防防災施設の整備促進を図るための事業に対し補助する 【主な補助対象事業】 (1) 耐震性貯水槽 (2) 高機能消防指令センター総合整備事業 ほか	1/3 及び 1/2 (過疎・離島地域 5.5/10 等 特例有り)					https://www.fdma.go.jp/about/others/post7.html	予算補助
緊急消防援助隊設備整備事業	市町村 一部事務組合（広域連合を含む）	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（国）	地方公共団体の緊急消防援助隊設備の整備促進を図るための事業に対し補助する 【主な補助対象事業】 (1) 災害対応特殊消防ポンプ自動車 (2) 災害対応特殊救急自動車 ほか	1/2					https://www.fdma.go.jp/about/others/post7.html	予算補助
消防団設備整備補助事業	市町村 一部事務組合（広域連合を含む）	消防団設備整備費補助金交付要綱（国）	地方公共団体における消防団の災害対応能力の向上を図るための設備の整備事業に対し補助する 【主な補助対象事業】 (1) 救急救助用器具（チェーンソー ほか） (2) トランシーバー	1/3					https://www.fdma.go.jp/about/others/post7.html	予算補助
津波避難施設等整備特別対策事業費補助金	特別強化地域に指定されている39市町	・津波避難施設等整備特別対策事業費補助金交付要綱（道）	日本海溝・千島海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施する津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等を受ける整備事業で、公共事業等債を充当する事業に対し補助する。		補助対象経費（※）の2/3以内の額 ※特措法第12条に規定する市町村が行う津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に、第3条の地方債（公共事業等債に限る。）を充当（90%に限る。）した後の市町村負担額に係る経費				※作成中	※要綱決裁中

津波避難施設等整備特別対策事業費起償償還費補助金	特別強化地域に指定されている39市町	・津波避難施設等整備特別対策事業費起償償還費補助金交付要綱(道)	日本海溝・千島海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施する津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等を受ける整備事業で、公共事業等債を充当する事業に対し補助する。		補助対象経費(※)の1/2以内の額 ※特措法第12条に規定する市町村が行う津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に、第3条の地方債(公共事業等債に限る。)を充当(90%に限る。)した場合の当該償還年度の元利償還金(交付税措置額を除く。)				※作成中	※要綱決裁中
--------------------------	--------------------	----------------------------------	---	--	--	--	--	--	------	--------

所管部課名 総務部 危機対策局 原子力安全対策課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助(貸付・交付)基準等	補助(交付)率等				地方債(参考)	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
広報・調査等交付金	後志総合振興局管内の特定の町村	広報・調査等交付金交付規則(国)	原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する原子力発電に関する知識の普及、原子力発電施設等がこれらの周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関する調査並びにこれらの施設の設置及び当該施設を設置した施設がその周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関して行われる連絡調整に関する事業に対し補助する	10/10					https://www.enec.ho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/rittishien/	予算補助
原子力防災対策費補助金	後志総合振興局管内の特定の町村以外の市町村	原子力防災対策費補助金交付要綱(道)	福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、関係自治体を実施する原子力防災対策事業に対し、その充実、強化を図ることを目的とした事業に対し補助する		10/10				https://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/ts/102954.html	予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
北方領土隣接地域振興等事業 （北方領土隣接地域振興等補助金）	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第10条第1項に規定する北方領土隣接地域の市若しくは町 北海道の区域内の公共的団体等	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号） 北方領土隣接地域振興等補助金交付要綱（道）	北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図るため、予算の範囲内で補助する 【補助対象事業】 1 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定のための事業 (1) 北方領土隣接地域の特性に即した基幹的な産業の振興に資するための事業 (2) 教育施設、文化施設、生活環境施設及び厚生施設の整備に関する事業 2 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての世論の啓発に関する事業 3 北方地域元居住者の援護等に関する事業 (1) 北方地域元居住者がその能力に適合した職業に就くことができるようにするための技能研修及び知識の習得その他その生活の安定及び福祉の増進を図るための事業 (2) 北方地域元居住者が北方領土問題の解決のための諸施策の推進を図る上において特別の地位にあることについての認識を深めるのに資する事業		2/3 以内	1/3		https://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/hrt/hozyokouyou.html	予算補助	
（北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金）	根室振興局管内の市又は町（当該市又は町によって構成される一部事務組合等を含む）	北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金交付要綱（国） 北方領土隣接地域振興等事業実施要綱（国）	北方領土隣接地域における魅力ある地域社会の形成に係る施策を推進し、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定の充実を図るため、予算の範囲内で補助する 【補助対象事業】 1 活力ある地域経済の展開に向けた取組（農水産物の需要拡大及び農水産物の付加価値向上に資する事業） (1) 農水産物消費拡大推進事業 (2) 農水産物高付加価値化推進事業 2 地域の資源を活かした交流・関係人口の拡大に向けた取組（北方領土の交流拠点の整備並びに地域の魅力を活用した広域周遊観光ルートづくり及び関係人口拡大のための環境整備に資する事業） (1) 四島交流拠点活力向上事業 (2) 周遊観光地域づくり事業 (3) 関係人口拡大推進事業 3 ゆとりと安心の実感できる地域社会の形成に向けた取組（地域の医療を支える遠隔医療及び救急医療に資する事業） (1) 遠隔医療支援事業 (2) 救急医療用ヘリコプター臨時離着陸場設備整備事業 4 社会・経済の安定的な発展の基盤の形成に向けた取組（地域の地震・津波防災対策の推進に資する事業） 地域地震・津波防災力向上支援事業	1/2 以内		1/2		https://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/hrt/hozyokouyou.html	予算補助	

<p>(北方領土隣接地域振興加速化補助金)</p>	<p>根室振興局管内の市又は町(当該市又は町によって構成される一部事務組合等を含む)</p> <p>営利を目的としない団体</p>	<p>北方領土隣接地域振興加速化補助金交付要綱(道)</p>	<p>北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和57年法律第85号)第6条の規定に基づいて策定した「第9期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」(以下「第9期振興計画」という。)の着実な推進と地域課題への対応を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> <p>【補助対象事業】 第9期振興計画に基づき市町等が実施する重点施策に係る事業。 ただし、同計画の第4章「計画の推進体制」の2に規定する「重点施策に係る実施計画」に位置付けられた事業とする。</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>1 / 2</p>	<p>https://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/hrt/hozyokouhyou.html</p>	<p>予算補助</p>
---------------------------	---	--------------------------------	---	---------------------	--------------	--	-------------

総 合 政 策 部

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域国際化推進助成事業	市（区）町村が認めるコミュニティ国際交流組織	コミュニティ助成事業実施要綱	<p>【助成対象事業】 多文化共生、国際理解促進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業であり、次の要件を全て満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内で実施するもので、宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できること ・公共性を有し、地域社会の健全な発展を図るとともに、他の団体の模範となること ・助成対象団体が従来から実施している事業の財源の組替えや、参加者負担の軽減を主とするものではないこと ・資金供与だけの事業ではないこと ・国やこれに準ずる機関からの助成を受けている事業ではないこと ・海外での記念行事や海外へのスタディツアー渡航費等、海外で実施するものではないこと ・複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施する事業ではないこと <p>【助成額】 助成対象事業の実施に要する経費の総額（ただし、助成対象団体が参加者負担等を徴する場合には、総額から参加者負担等の収入を控除した額）以内の額で、200万円を上限とする</p>						https://www.jichijisogo.jp/lottery/community	予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
移動通信用鉄塔施設整備事業	市町村	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（国） 移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金交付要綱（道）	<p>電気通信事業者による携帯電話等の移動通信サービスの見込めない地域の解消を図るため、移動通信用鉄塔施設を整備する市町村に対して補助する</p> <p>【補助対象地域】 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯の地域</p> <p>【補助対象経費】 (1) 施設・設備費 ・鉄塔 ・局舎 ・外構施設 ・受電設備 ・送受信アンテナ ・送受信機 ・伝送用専用線・電源設備 ・監視・制御装置 ・附帯施設及び附帯工事費 (2) 用地取得費・道路費 ・用地及び道路整備費 ・附帯工事費</p>	1/2	—	1/2		過疎対策事業債 100% 辺地対策事業債 100% 一般補助施設整備等事業債 75%		予算補助 （国から道へ補助金が交付され、同額を道が市町村へ補助）
移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助事業	市町村	移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助金交付要綱（道）	<p>移動通信用鉄塔施設整備事業において施設整備補助を受け、過疎対策事業債又は辺地対策事業債を活用して無線通信用施設及び設備を設置した市町村に対し、起債償還費の一部を補助する</p> <p>【補助対象経費】 移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した過疎対策事業債又は辺地対策事業債の当該年度の元利償還金</p>	【過疎債を活用した市町村】 【辺地債を活用した市町村】	6.3/41 以内	34.7/41 以内				予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）			地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業に対して支援							
1 一般事業 （ハード系事業）	市町村 一部事務組合 広域連合	各総合振興局・振興局 地域づくり総合交付金 制度要綱（道） 各総合振興局・振興局 地域づくり総合交付金 （地域づくり推進事 業）実施要綱（道）	【交付対象事業】 1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備・地域づくり事業 4 スポーツ振興事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興事業 7 港湾利用促進事業 8 省エネルギー・新エネルギー振興事業 9 地域医療対策事業 10 地域防災力強化事業 11 合併市町村まちづくり推進事業 12 地域重点プロジェクト推進事業 13 地域政策コラボ事業 【交付対象経費】 上記の交付対象事業に要する経費のうち、別に定めるものを除いた経費 【交付金上限額】 ・単一市町村 1億円 ・一部事務組合、広域連合等 2億円 【交付金下限額】 500万円 ※一部特例有り		1/2 以内				https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html	道単独予算交付金
（ソフト系事業）	市町村 一部事務組合 広域連合 複数の市町村で構成する協議会等 総合振興局長・振興局長が適当と認める者		【交付対象事業】 1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備・地域づくり事業 4 スポーツ振興事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興事業 7 省エネルギー・新エネルギー振興事業 8 権限移譲推進事業 9 地域防災力強化事業 10 市町村広域行政に関する事業 11 合併市町村まちづくり推進事業 12 地域重点プロジェクト推進事業 13 地域政策コラボ事業 14 新型コロナウイルス感染症対策推進事業 【交付対象経費】 上記の交付対象事業に要する経費のうち、別に定めるものを除いた経費 【交付金上限額】 ・単一市町村 500万円 ・一部事務組合、広域連合等 1,000万円 ・総合振興局長・振興局長が適当と認める者 300万円 【交付金下限額】 ・単一市町村 50万円 ・一部事務組合、広域連合等 50万円 ・総合振興局長・振興局長が適当と認める者 10万円		1/2 以内					

2 福祉振興・介護 保険基盤整備事業	市町村 (政令指定 都市及び中 核市を除く) 一部事務組 合 広域連合 市町村 (政令指定 都市及び中 核市を除く) が助成する 社会福祉法 人、医療法人 等の非営利 法人	各総合振興局・振興局 地域づくり総合交付金 制度要綱(道) 各総合振興局・振興局 地域づくり総合交付金 (地域づくり推進事 業)実施要綱(道)	※一部特例有り 【交付対象事業】 1 グループホーム等整備事業 2 デイサービスセンター等整備事業 3 介護予防・生きがい対策サービス基盤整備事業 4 福祉環境整備促進事業 5 共生型地域福祉拠点整備・促進事業 6 授産製品販売拡大事業 7 民間保育施設支援事業 8 地域子育てサロン整備事業 9 福祉車両購入事業 10 ふれ愛デー推進事業 11 高齢者・障がい者作業所等設備整備・運営事業 12 高齢者・障がい者社会参加生きがい促進整備事業 13 障がい者等共同利用機器購入事業 14 高齢者グループホーム運営事業 15 障がい者介護療育等設備整備事業 16 要援護者支援体制整備事業 17 福祉用具活用促進事業 18 自助具給付事業 19 重度障がい者タクシー料金補助事業 20 精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費補助 事業 21 在宅サービス促進事業 22 市町村子ども発達支援センター事業 23 健全育成促進設備整備事業 24 地域子育て総合支援センター運営事業 25 高齢者等の冬の生活支援事業 26 福祉避難所機能確保促進事業 【交付限度額】 上限額 事業毎に交付基準額を設定 下限額 50万円	1/2 以内	https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ss/ckk/subsid y/top2.html	道単独予算交付 金
3 地域産業基盤整 備事業 (1)小規模土地改良 事業	市町村 土地改良区 農業協同組 合 総合振興局 長・振興局長 が適当と認 める者	各総合振興局・振興局 地域づくり総合交付金 制度要綱(道) 各総合振興局・振興局 地域づくり総合交付金 (地域づくり推進事 業)実施要綱(道)	【交付対象事業】 次の事項を全て満たすもの (1) 単年度で完了する事業で、その事業工種は農業用排水 施設、暗渠排水、農地造成、区画整理、土層改良、農道整備、 営農用水、農地保全、防災安全施設、その他総合振興局長・ 振興局長が特に必要と認めるもの (2) 国又は道の他の補助金等の採択基準に該当しないもの (3) 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に 基づき指定された農業振興地域内で実施されるもの 【交付対象経費】 事業に要する経費のうち純工事費、測量及び試験費、用地 費及び補償費、換地費、交換分合費、工事雑費 【交付限度額】 上限額 400万円 下限額 50万円	1/2 以内	https://www.pre f.hokkaido.lg.j p/ss/ckk/subsid y/top2.html	道単独予算交付 金
(2)小規模林道整備 事業	市町村 森林組合		国庫補助の対象とならない小規模な林道や支脈線路網の整 備、生活環境や保健休養施設の整備、林道周辺環境の整備に 対し補助 【交付対象事業】 利用区域の森林面積が30ha以上の経営林道の開設又は改 良事業 【交付対象経費】 本工事費、測量及び試験費、用地費、補償費、工事雑費、事 務雑費	1/2 以内		
ア 経営林道整備事 業	市町村 森林組合			1/2 以内		

			<p>【交付限度額】 下限額 市町村 500万円 森林組合 10万円</p>						
イ 山村活性化小規模 基盤整備事業	市町村		<p>【交付対象事業】 小規模な生活環境や保健休養施設の整備事業 【交付対象経費】 本工事費、測量及び試験費、用地費、補償費、工事雑費、事務雑費 【交付限度額】 下限額 500万円</p>	1/2 以内					
ウ 林道周辺環境整備 事業	市町村 森林組合		<p>【交付対象事業】 ・林道周辺整備事業 既設林道の安全通行確保を目的とした施設整備事業 ・環境改良事業 間伐材の利用普及等を目的とした既設林道の工作物（木製土留、木柵等）の改良事業 【交付対象経費】 本工事費、工事雑費、事務雑費 【交付限度額】 ・林道周辺整備事業 上限額 1,200万円 下限額 市町村 500万円 森林組合 10万円 ・環境改良事業 上限額 100万円 下限額 市町村 50万円 森林組合 10万円</p>	1/2 以内					
エ 生産林道整備事業	市町村 森林組合		<p>【交付対象事業】 伐採、造林、間伐及び保育等の施業に際し、林道を補完して新設する低規格の林道開設事業 【交付対象経費】 本工事費、工事雑費、事務雑費 【交付限度額】 下限額 市町村 500万円 森林組合 10万円</p>	1/2 以内					
(3) 小規模治山事業	市町村		<p>【交付対象事業】 1箇所の事業費が1,000万円以上の小規模荒廃地復旧工事であって、次のいずれかに該当するもの ア 人家、道路に被害を与え、又は与えると認められるもの イ 農地2ha未満に被害を与え、又は与えると認められるもの 【交付限度額】 下限額 500万円</p>	1/2 以内					
(4) 船揚場整備事業	市町村 漁業協同組合（市町村が補助事業者の場合に限る）		<p>【交付対象事業】 漁船保全施設、附帯施設、その他総合振興局長・振興局長が特に必要と認める施設の整備事業 【対象地区等】 ア 原則、漁港区域外の地区（漁港区域内であっても、他制度による実施が困難で、かつ、緊急を要する整備などで総合振興局長・振興局長が特に認める事業は対象） イ 受益漁家数は、原則5戸以上20戸未満</p>	1/2 以内					

<p>4 エゾシカ緊急対策事業</p>	<p>市町村 市町村を構成員とする協議会等</p>	<p>各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金制度要綱（道） 各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱（道）</p>	<p>【交付限度額】 上限額 1,000万円 下限額 100万円</p> <p>【交付対象事業】 鳥獣被害防止計画に基づいて行うエゾシカ捕獲事業で、事業実施年度中に着手、完了する事業（事業実施年度の12月31日までに計画を策定する場合も対象とする）</p> <p>【交付対象経費】 上記の交付対象事業に要する経費のうち、別に定めるものを除いた経費</p> <p>【交付限度額】 上限額 当該年度に要した交付対象経費の合計額に20/100を乗じて得た額 下限額 1万円</p>	<p>交付基準額の1/2以内</p>				<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html</p>	<p>道単独予算交付金</p>
<p>5 集落維持・活性化促進事業（ハード系事業）</p>	<p>市町村 一部事務組合 広域連合 非営利団体のうち、総合振興局長・振興局長が適当と認める者（市町村が補助する者に限る）</p>	<p>各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金制度要綱（道） 各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱（道）</p>	<p>【交付対象事業及び交付対象経費】</p> <p>1 集落デマンド交通導入事業 (1) デマンド交通事業に必要な車輛購入費 (2) 配車システム導入経費</p> <p>2 集落巡回販売（買物支援）事業 移動販売の実施に必要な車輛を購入する経費</p> <p>3 集落空き家・空き店舗活用促進事業 (1) 空き家、空き店舗等の購入経費 (2) 交付対象事業を実施する施設として使用するため、空き家、空き店舗等を改修又は補修する事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業であって、初回の改修又は補修に限る）</p> <p>4 公設民営施設整備事業 (1) 撤退した商店等の空き店舗の購入経費 (2) 規定する事業を実施する施設として使用するための空き店舗等の改修又は補修経費</p> <p>【交付限度額】 上限額 単一市町村 1億円 一部事務組合、広域連合 2億円 下限額 50万円</p> <p>※一部特例有り</p>	<p>1/2以内</p>				<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html</p>	<p>道単独予算交付金</p>
<p>（ソフト系事業）</p>	<p>市町村 一部事務組合 広域連合 非営利団体のうち、総合振興局長・振興局長が適当と認める者（その他イベント開催、調査事業等以外の事業は、市町村が補助する者に限る）</p>		<p>【交付対象事業】</p> <p>1 集落デマンド交通導入事業 2 集落巡回販売（買物支援）事業 3 その他集落対策事業 (1) その他集落の維持・活性化に資する事業 (2) その他イベント開催、調査事業等</p> <p>【交付対象経費】</p> <p>1 その他イベント開催、調査事業等以外の事業 備品購入費、賃金（事業の実施に限定して雇用する者の経費に限る）、需用費（食糧費及び交際費を除く）、役員費、使用料及び賃借料、委託費 2 その他イベント開催、調査事業等 交付対象事業に要する経費のうち、別に定めるものを除いた経費</p> <p>【交付限度額】 上限額 単一市町村 500万円 一部事務組合、広域連合等 1,000万円 下限額 50万円</p> <p>※一部特例有り</p>	<p>1/2以内</p>					

6 水資源保全推進事業	市町村	各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金制度要綱（道） 各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱（道）	【交付対象事業】 知事が水資源保全地域に指定した地域内の土地を市町村が取得し、公有地化を図る事業 【交付対象経費】 交付対象事業の実施に要する土地（その土地の上にある立木竹を含む）を購入する経費（ただし、事務費、調査費及び測量費は、交付対象としない） 【交付限度額】 上限額 300万円 下限額 50万円 【交付金額の算定】 1 購入する土地が森林の場合 地域活性化事業債を満度に充当したと見なして、交付対象経費から交付対象経費に係る当該事業債の額を控除した額に1/2を乗じた額の範囲内 2 購入する土地が森林以外の場合 交付対象経費の額に1/3を乗じた額の範囲内	1/2 1/3	1/2 2/3	地域活性化事業債 90%	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html	道単独予算交付金
7 デジタルチャレンジ推進事業	市町村とIoTのノウハウを持つ民間事業者等によるコンソーシアム	各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金制度要綱（道） 各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱（道）	【交付対象事業】 次の要件を全て満たす事業 (1) 地域課題の解決を目的として、AIやIoT等のデジタル技術を活用し、新規性のある実証を行うもの。 (2) 事業で作成、取得したデータ、報告書等をオープンデータとして広く公開し、新たな活用事例の提案や費用対効果の検証を交付事業者が行うもの。 (3) 北海道内の市町村で実証を行うもの。 (4) 北海道内の他の地域に横展開できる取組であるもの。 (5) 国の補助事業で実施できないもの。 【交付対象経費】 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他局長が特に必要と認める経費 【交付限度額】 上限額 1,000万円 下限額 100万円	1/2 以内			https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html	道単独予算交付金
8 ゼロカーボン推進事業	市町村、複数の市町村で構成する協議会等及び地域脱炭素化を目的に市町村が出資もしくは構成員として参画する団体等	各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金制度要綱（道） 各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱（道）	【交付対象事業】 ゼロカーボン北海道の実現に向けて取り組む、地域の特性と優位性を活かした脱炭素化の事業 【交付対象経費】 交付対象事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費 (1) 賃金及び職員費（ソフト系事業の実施に必要不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。） (2) 貸付金・保証金 (3) 基金の積立金 (4) 施設等の維持補修費及び維持管理費 (5) 食糧費及び交際費 (6) 用地取得費 (7) その他知事が不適当と認める経費 【交付限度額】 （ハード系事業） 上限額 1,000万円 下限額 50万円	1/2 以内			https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html	道単独予算交付金

			(ソフト系事業) 上限額 500万円 下限額 50万円							
地域づくり総合交付金(特定課題対策事業) (ハード系事業)	市町村 一部事務組合 広域連合(流木処理対策事業については、複数市町村で構成する協議会等も含む)	各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金制度要綱(道) 各総合振興局・振興局地域づくり総合交付金(特定課題対策事業)実施要綱(道)	【交付対象事業】 全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題のうち、緊急的な解決を目的とする次の事業 (1) 道の重要施策の推進のため全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業 (2) 大規模な災害等に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業 (3) 地域における懸案課題の解決が図られる事業(流木処理対策事業) 【交付対象経費】 交付対象事業に要する経費のうち、別に定める経費を除いた経費 【交付限度額】 ・交付対象事業の(1)及び(2) 上限額 単一市町村 1億円 一部事務組合、広域連合等 2億円 下限額 1,000万円 ・交付対象事業の(3) 上限額 100万円 下限額 10万円 (ただし、複数の市町村が共同で行う事業については、200万円を上限とする)	1/2 以内					https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html	道単独予算交付金
(ソフト系事業)	市町村 一部事務組合 広域連合 知事が適当と認める団体		【交付対象事業】 全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案課題のうち、緊急的な解決を目的とする次の事業 (1) 道の重要施策の推進のため全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業 (2) 大規模な災害等に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業 【交付対象経費】 交付対象事業に要する経費のうち、別に定める経費を除いた経費 【交付限度額】 上限額 2,000万円 下限額 500万円	1/2 以内						
過疎地域集落再編整備事業	市町村	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱(国)	【補助対象市町村】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域を有する市町村 【補助の要件】 1 集落等移転事業 (1)集落移転タイプ ア 次のいずれかの条件を満たす集落であること ① 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること ② 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること ③ 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと	1/2 以内	1/2		過疎対策事業債 100%又は75%	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	予算補助	

			<p>イ 全体として移転戸数がおおむね5戸以上であること ウ 各移転対象集落等にある相当の戸数（3分の2以上）が移転すること エ 移転戸数のうち、相当の戸数（2分の1以上）が移転先地において団地を形成すること</p> <p>(2)へき地点在住居移転タイプ ア 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること イ 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先において団地を形成すること</p> <p>2 定住促進団地整備事業 (1)地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること (2)5戸以上が団地を形成すること</p> <p>3 定住促進空き家活用事業 (1)地域における定住を促進するため当該市町村に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること (2)整備する空き家の戸数が3戸以上であること</p> <p>4 季節居住団地整備事業 (1)交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること (2)移転先において漸進的な集落移転を誘導するため、冬期間など季節的に居住等するための団地を形成すること (3)全体として、季節的居住等の戸数が3戸以上であること</p> <p>【補助対象経費】 1 過疎地域集落再編整備事業 (1)移転の円滑化に要する経費</p> <table border="1"> <tr> <td>生活補償を必要とする住居移転者が当該市町村内にとどまる場合</td> <td>1戸当たり 2,385千円以内</td> </tr> <tr> <td>生活補償を必要としない住居移転者が当該市町村内にとどまる場合</td> <td>1戸当たり 780千円以内</td> </tr> <tr> <td>住居移転者が当該市町村内にとどまらない場合</td> <td>1戸当たり 780千円以内</td> </tr> </table> <p>(2)団地造成費 1戸当たり330㎡以内で、かつ原則として1㎡当たり3,200円以内</p> <p>(3)移転先住宅建設等助成費 ア 1件 2,340千円以内 (住宅1,840千円以内、土地500千円以内) イ 住宅の建設又は購入に必要な借入金の利子に相当する額がアの住宅の限度額を超えるものにあつては、アの住宅の限度額に加算あり</p> <p>(4)生活関連施設整備費 (5)産業基盤施設整備費</p> <p>2 定住促進空き家活用事業 (1)空き家改修費 3 定住促進団地整備事業、季節居住団地整備事業</p> <p>(1)賃貸分 ア 団地造成費 1戸当たり330㎡以内で、かつ原則として1㎡当たり3,200円以内 イ 生活関連施設整備事業費 ウ 産業基盤施設整備費</p> <p>(2)分譲分 ア 生活関連施設整備事業費 イ 産業基盤施設整備費</p> <p>【補助限度額】 1 集落等移転事業 1市町村当たり 6,144千円×移転戸数 2 定住促進団地整備事業 1市町村当たり 3,877千円×団地内戸数</p>	生活補償を必要とする住居移転者が当該市町村内にとどまる場合	1戸当たり 2,385千円以内	生活補償を必要としない住居移転者が当該市町村内にとどまる場合	1戸当たり 780千円以内	住居移転者が当該市町村内にとどまらない場合	1戸当たり 780千円以内						
生活補償を必要とする住居移転者が当該市町村内にとどまる場合	1戸当たり 2,385千円以内														
生活補償を必要としない住居移転者が当該市町村内にとどまる場合	1戸当たり 780千円以内														
住居移転者が当該市町村内にとどまらない場合	1戸当たり 780千円以内														

			<p>3 定住促進空き家活用事業 1 市町村当たり 4,000 千円×整備戸数</p> <p>4 季節居住団地整備事業 1 市町村当たり 4,738 千円（但し、当該団地において高齢者コミュニティセンターの建設を伴わない場合は、3,877 千円）×団地内戸数</p>								
過疎地域遊休施設再整備事業	市町村 一部事務組合等	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱(国)	<p>【補助対象市町村】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域を有する市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等</p> <p>【補助の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること 自然環境や街並み景観に配慮したものであること 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること <p>【補助対象経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> 主要施設改修費 遊休施設の改修に必要な経費。ただし、庁舎等公用に供する部分を除く 機能拡張に係る付帯施設・設備費 主要施設の機能拡張を図るため、次に掲げるもの（庁舎等公用に供する部分を除く） <p>(1)施設費</p> <p>ア アトリエ、ギャラリー</p> <p>イ テナント店舗（物販施設、体験工房等）</p> <p>ウ 景観整備施設（景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等）</p> <p>エ その他必要と認められる施設（ただし、施設の整備が本体の機能を拡張するために必要不可欠と認められるものを対象とする）</p> <p>(2)設備費</p> <p>ア 情報通信設備（パソコン・タッチパネル等通信端末を含む）（ただし、専用のシステム構築を伴うもので、システムと一体として活用されることを目的とし、単体での使用が不可能な端末を対象とする）</p> <p>【補助対象限度額】</p> <p>1 事業当たり 60,000 千円</p>	1 / 3 以内		2 / 3		過疎対策事業債 100%又は75%	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	予算補助	
過疎地域持続的発展支援事業	市町村 一部事務組合等	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱(国)	<p>【補助対象】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域を有する市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等</p> <p>【交付金事業】</p> <p>ICT等技術活用事業又は人材育成事業のうち、次のいずれかに掲げるものであること</p> <ol style="list-style-type: none"> ICT等技術活用事業にあつては、その目的が次の(1)～(6)のいずれかに該当するもの <p>(1)産業振興（スモールビジネス振興）</p>							https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	予算補助

			<p>(2)生活の安心・安全確保対策 (3)集落の維持・活性化対策 (4)移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進 (5)地域文化伝承対策 (6)環境貢献施策の推進 2 人材育成事業にあつては、都道府県が実施する事業（予定を含む。）と事業内容が重複しないこと 【交付対象経費】 1 ICT等技術活用事業費 (1)ICT等技術を活用する事業で、以下の取組を目的とするものに要する経費 ア 産業振興（特産品の開発・販売促進PR事業等） イ 生活の安全・安心確保対策（コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等） ウ 集落の維持・活性化対策（集落の見守り活動、住民との話し合い等） エ 移住・交流・若者の定住促進対策（空き家バンクの創設費用、交流イベント等） オ 地域文化伝承対策 カ 環境貢献施策の推進 キ その他適当と認められるもの</p> <p>(2)ICT等技術活用事業を実施する上で要する調査研究に係る経費</p> <p>2 人材育成事業費 過疎地域の持続的発展に必要な人材を育成する事業に要する経費</p> <p>3 市町村事務費 ICT等技術活用事業又は人材育成事業の実施に要する職員旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等）その他の事務的経費 【交付限度額】 2,000万円</p>							
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	市町村 地域運営組織等	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱（国）	<p>【交付対象】 地域運営組織等（地域住民が主体となり、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う集落ネットワーク圏の中心的な組織） 【交付対象事業】 地域運営組織等が活性化プランに基づき取り組む事業を対象とする 【交付限度額】 15,000千円 ※下記事業については、限度額を上乗せ ① 専門人材を活用する事業（+5,000千円） ② ICT等技術を活用する事業（+10,000千円） 上記①+②併用事業（+15,000千円） ① 専門人材活用のイメージ 特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者等 ② ICT等技術活用のイメージ ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等</p>	定額補助					https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	予算補助

<p>防災集団移転促進事業</p>	<p>市町村</p>	<p>防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律</p> <p>防災集団移転促進事業費補助金交付要綱(国)</p>	<p>災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し、事業費の一部を補助</p> <p>【事業概要】</p> <p>[施工者] 市町村、都道府県（市町村からの申し出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）</p> <p>[移転元地（住宅促進区域）] 自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域 ※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区及び急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>[移転先（住宅団地）] 5戸以上（※）かつ移転しようとする住居の数の半数以上 ※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上</p>	<p>3 / 4</p>		<p>1 / 4</p>		<p>一般補助施設整備等事業債(一般分) 90%</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_00009.html</p>	<p>予算補助</p>
<p>集落活性化推進事業 （「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業）</p>	<p>市町村 一部事務組合 広域連合</p>	<p>「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業費補助金交付要綱（国）</p>	<p>【補助対象市町村等】 次のいずれかに該当する市町村等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ② 豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯 ③ 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村 ④ 半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⑤ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により公示された地域 <p>【補助対象事業】 地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、遊休施設を活用し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既存公共施設の再編・集約を図る事業 ② ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業と併せて、「小さな拠点」を含む生活圏において消失し又は消失の可能性のある機能のうち当該生活圏の維持・再生に必要な機能を有する施設の整備を図る事業 ③ ①の既存公共施設の再編・集約を伴わず、複数の生活圏必須機能を有する施設の整備を図る事業（当該生活圏において再編・集約を図る既存公共施設が存在しない場合に限る） ④ ①の既存公共施設の再編・集約により廃止となる施設の除却、跡地活用のための整地を行う事業 <p>【補助対象経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の整備（調査、設計、測量、試験、工事の施工、工事監理、付帯設備の整備） (2) 施設整備の前提となる調査等 	<p>1 / 2 以内</p>					<p>https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_00021.html</p>	<p>予算補助</p>

<p>コミュニティ助成事業</p>	<p>市町村（政令指定都市は除く。以下同じ）、コミュニティ組織（自治会・町内会等）</p> <p>地域防災組織育成助成事業については、助成対象事業の事業区分に従い、市町村等</p> <p>地域づくり助成事業については、市町村、イについては、市町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等</p> <p>地域の芸術環境づくり助成事業については、市町村、広域連合、一部事務組合指定管理者、特定公益法人、実行委員会等</p>	<p>一般財団法人 自治総合センター コミュニティ助成事業実施要綱</p>	<p>【助成対象事業】</p> <p>1 一般コミュニティ助成事業 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業</p> <p>2 コミュニティセンター助成事業 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業</p> <p>3 地域防災組織育成助成事業 ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業 イ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業 ウ 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業 エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業 オ 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となるD-1級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材の整備に関する事業 カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資器材の整備に関する事業</p> <p>4 青少年健全育成助成事業 青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業</p> <p>5 地域づくり助成事業 ア 地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業 イ 地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業、及び地域の特色を活かした商店街魅力や集客力の向上に資する設備等の整備に関する事業</p> <p>6 地域の芸術環境づくり助成事業 企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業</p> <p>7 地域国際化推進助成事業 多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業</p> <p>上記1～7の各事業は、次の基準に適合するものとする</p> <p>1 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの 2 国の補助金及び地方債を充当していないもの（地域の芸術環境づくり助成事業は除く） 3 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの なお、整備後の施設又は設備は、当該地区の住民のコミュ</p>				<p>10/10 以下</p>		<p>https://www.jic-hi-sogo.jp/lottery/community</p>	<p>予算補助</p>
-------------------	---	---	---	--	--	--	---------------------	--	--	-------------

	地域国際化推進助成事業については、市町村が認めるコミュニティ国際交流組織		<p>ニティ組織、又は地域防災組織育成助成事業における自主防災組織等により、維持管理されることが望ましい</p> <p>【助成額】</p> <p>1 件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする</p> <p>1 一般コミュニティ助成事業 100万円から250万円まで</p> <p>2 コミュニティセンター助成事業 対象となる事業費の5分の3以内に相当する額 ただし、1,500万円まで</p> <p>3 地域防災組織育成助成事業 助成対象事業3の事業区分に従い、次のとおり</p> <p>ア 30万円から200万円まで イ 50万円から100万円まで ウ 100万円まで ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで</p> <p>エ 40万円まで オ 100万円まで カ 100万円まで</p> <p>4 青少年健全育成助成事業 30万円から100万円</p> <p>5 地域づくり助成事業 助成対象事業5の事業区分に従い、次のとおり</p> <p>ア 1,000万円まで ただし、ソフト事業の場合は500万円まで</p> <p>イ 200万円まで</p> <p>6 地域の芸術環境づくり助成事業 500万円まで</p> <p>7 地域国際化推進助成事業 200万円まで</p>							
シンポジウム助成事業	都道府県及び市町村	一般財団法人 自治総合センター シンポジウム助成事業実施要綱	<p>【助成対象事業】</p> <p>シンポジウムを助成対象事業とし、その内容は、パネルディスカッション（必須）、基調講演、事例発表、展示会等とする</p> <p>【助成限度額】</p> <p>300万円</p>				10/10以下		https://www.jic-hi-sogo.jp/ecoactivity/02-2	予算補助
地方創生アドバイザー事業	市町村 広域連合 一部事務組合 地方自治法により設置された協議会	一般財団法人 地域活性化センター 地方創生アドバイザー事業実施要綱	<p>【対象事業】</p> <p>助成対象団体が地域の活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性のあるもの</p> <p>【対象経費】</p> <p>助成対象団体がアドバイザーを招聘するために要する謝金、交通費及び宿泊費</p> <p>【助成金の額】</p> <p>上限額 20万円</p>				10/10以下		https://www.jcrd.jp/support/subsidy/chihousousei/	予算補助
地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	市町村 広域連合 一部事務組合	一般財団法人 地域活性化センター 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱	<p>【対象事業】</p> <p>「地方創生」に向けて、市町村等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援</p>				10/10以下		https://www.jcrd.jp/support/subsidy/support/	予算補助

	地方自治法により設置された協議会		<p>【対象経費】 事業費又は事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費</p> <p>【助成金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域創生人材育成伴走型支援事業 上限額 150万円 ・地域経済循環分析事業 上限額 200万円 ・一般事業 上限額 150万円 							
移住・定住・交流推進支援事業	市町村 広域連合 一部事務組合 地方自治法により設置された協議会	一般財団法人地域活性化センター 移住・定住・交流推進支援事業実施要綱	<p>【対象事業】 都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業</p> <p>【対象経費】 助成対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費</p> <p>【助成金の額】 (上限額) 200万円</p>				10/10以下		https://www.jcrd.jp/support/subsidy/emigration/	予算補助
地域づくり団体活動支援事業	地域づくり団体 (地域づくり団体全国協議会登録団体) ただし、賛助会員に限る	地域づくり団体全国協議会 地域づくり団体活動支援事業実施要綱	<p>【対象事業】 登録団体(賛助会員に限る)及び都道府県協議会が行う自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招聘して開催する研修会等の事業(多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの)</p> <p>【助成金の額】 謝金及び旅費各10万円を上限(ただし、助成金総額は15万円を上限)</p>				10/10以下		https://www.jcrd.jp/hiroba/cat4945/	令和3年度 予算補助
地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業	地域づくり団体 (地域づくり団体全国協議会登録団体) ただし、賛助会員に限る	地域づくり団体全国協議会 地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業実施要綱	<p>【対象事業】 登録団体(賛助会員に限る)が行う、自主的・主体的な地域づくりのためにクラウドファンディングを活用し、支援総額が目標金額を達成した事業</p> <p>【対象経費】 助成事業団体が助成対象事業を実施するために要する経費で次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) アドバイザー招聘費 (2) 広報費 (3) リターン品に係る経費 (4) 支払手数料 <p>【助成金の額】 目標金額の25%又は25万円のいずれか低い額を上限</p>				10/10以下		https://www.jcrd.jp/hiroba/cat4945/	令和3年度 予算補助
離島振興対策事業	市町村	北海道告示 プロパンガス価格安定事業実施要綱	<p>【補助対象市町村】 離島振興法第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をその区域に含む市町村</p> <p>【補助対象経費】 家庭用プロパンガスの本土から離島までの航路運送に要する経費</p>		1/2以内	1/2				

離島活性化交付金	都道府県 市町村 一部事務組合 民間団体	離島活性化交付金事業 実施要綱（国）	<p>【補助対象市町村等】 離島振興法第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>【補助対象事業】 （1）定住促進事業 地域における創意工夫を活かしつつ、産業の活性化及び離島への移住を推進するために必要となる次のアからキまでの事業。</p> <p>ア 産業活性化事業 ①戦略産品開発（戦略産品開発のための調査、研究、研修事業、ブランド化、戦略産品のテスト販売、産業活性化のための広報等） ②輸送支援（戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る輸送費支援） ③企業誘致等促進（企業誘致に向けた調査・基本戦略・計画立案、相談窓口設置・情報提供、実施主体の運営、コーディネーター招聘、島内人材のスキルアップ、モニターツアーの実施、企業マッチング等） イ 定住誘引事業（定住情報の提供） U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空家情報の提供、定住希望者の生活上必要な知識の習得機会の提供等 ウ 流通効率化事業 海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある以下の機材の導入であって、離島の流通に限定して利用するものを対象とする。 ただし、③は、有人国境離島地域の保安及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年4月27日法律第33号）の別表に掲げられている地域（以下「特定有人国境離島地域」という。）に限る。 ①コンテナ（冷凍、冷蔵含む。）、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫その他これらに類する機材 ②物資運搬船等の改良（保冷施設の設置等） ③遠隔離島の流通に必要な産品の品質管理に資する機材等 ④付属設備</p> <p>エ デジタル技術等新技術活用促進事業 デジタル等の新技術を導入することにより地域課題の解決を図る以下のような取組を対象とする。 ①ドローン等を活用した物流確立 ②グリーンスローモビリティ等の導入 ③遠隔診療の導入 ④遠隔教育の導入 ⑤再生可能エネルギーの活用 ⑥介護、防災等の省力化に向けたセンサー技術の導入 ⑦その他のデジタル技術等新技術活用促進事業</p> <p>オ 小規模離島等生活環境改善事業 人口減少により支障が生じている小規模離島等の住民の生活環境を改善する以下の取組を対象とする。 ①買い物支援（共同組織の組成・運営、店舗の開設・運営、移動販売の実施、商品の運搬・管理、受注管理システムの構築等） ②高齢者等の送迎支援（共同組織の組成・運営、地域コミュニティ等による高齢者等の送迎体制の構築・送迎の実施、送迎時の介助等の実施、緊急通報システム等の構築等） ③その他の日常生活機能の補完に係る支援</p> <p>カ 安全安心向上事業（計画策定等事業） 防災力向上のための調査、防災講習の実施、要援護者名簿の作成、災害時の離島のエネルギー確保のための調査及び計画策定等</p> <p>キ その他の定住促進に資する事業</p>	1/2 以内 * 事業実施主体が民間団体の場合の交付率は1/3以内					https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html	予算補助
----------	-------------------------------	-----------------------	--	---	--	--	--	--	---	------

			<p>(2) 交流促進事業 島の特性を生かし、経済的、文化的諸活動を通じて、離島と他地域との交流を図るために必要となる、次のアからウまでの事業。</p> <p>ア 地域情報の発信（パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等）</p> <p>イ 交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり（インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び同人材の育成のための研修、交流の場を提供するために必要となるプログラムの作成、先進事例調査、観光地域づくり推進主体の立上げ、関係人口創出に向けた中間支援組織の立上げ、施設整備（衛生環境の改善のためのトイレの改修等（洋式化、バリアフリー化。新設は支援対象外）に限る）等）</p> <p>ウ 島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進（離島留学（寄宿舎の整備を含む）、体験学習事業、伝統芸能・伝統工芸体験事業、シンポジウム、離島体験ツアー、コンサート、農林水産業体験事業、関係人口案内所等でのイベントの実施等）</p>							
離島広域活性化事業	都道府県市町村一部事務組合民間団体	社会資本整備総合交付金交付要綱	<p>【補助対象市町村等】 離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県及び市町村で、社会資本整備総合交付金交付要綱第4で規定する交付対象をいう。</p> <p>【補助対象事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定住促進住宅整備事業 2 定住誘引施設整備事業 3 流通効率化関連施設整備事業 4 定住基盤強化事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 避難施設の整備 ② 防災活動拠点の改修等 ③ 避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化 ④ 緊急時物資等輸送施設の整備 ⑤ 災害応急対策施設の整備 ⑥ 感染症対策等の隔離施設への改修等 ⑦ 土砂災害特別警戒区域内の住宅の改修及び建替 	1/2以内 *事業実施主体が民間団体の場合の交付率は1/3以内					https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html	予算補助
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	都道府県市町村民間事業者	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（国）	<p>【交付対象地域】 有人国境離島法第2条第2項の規定に基づき指定された特定有人国境離島地域</p> <p>【交付対象事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 輸送コスト支援事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 特定有人国境離島地域で生産された農水産物を本土に移出する際に必要な経費であって、事業実施者が実際に支出した海上輸送費又は航空輸送費及びこれらと一体的に行われる役務費 ② 農水産物を生産又は移出する際に必要な原材料等を特定有人国境離島地域に移入する際に必要な経費であって、事業実施者が実際に支出した海上輸送費又は航空輸送経費及びこれらと一体的に行われる役務費 2 雇用機会拡充事業 次の要件を満たす民間事業者等による創業又は事業拡大に要する事業資金を補助 【事業の実施要件】 <ol style="list-style-type: none"> ① 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること ② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること ③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること 	6/10以内 地方負担の3倍を超えない範囲 1/2以内で地方負担の倍を超えない範囲 1/4以上を事業者が負担					https://www8.cao.go.jp/ocean/kokkyouritou/hourei/hourei.html	予算補助

			<p>【交付対象経費】</p> <p>①設備費、システム費又はこれらに係る減価償却費 ②改修費又はこれに係る減価償却費 ③広告宣伝費 ④店舗等借入費 ⑤人件費 ⑥研究開発費 ⑦島外からの事業所移転費 ⑧従業員の教育訓練経費 ⑨感染防止対策費</p> <p>【交付対象事業費上限】</p> <p>創業 600万円 事業拡大 1,600万円 事業拡大（設備費、システム費又はこれらに係る減価償却費及び改修費又はこれに係る減価償却費を伴わないもの） 1,200万円</p> <p>3 滞在型観光促進事業 旅行者の滞在を延ばす効果が期待される魅力的な滞在プラン、企画乗船券・企画航空券又は旅行商品の企画、開発及び普及、旅行商品等に組み入れられる現地観光サービスの向上及びその提供を担う人材の確保育成等を図る取組を促進する事業に対し次の経費を補助</p> <p>①企画・開発費 ②宣伝費 ③実証費 ④販売促進費</p>	5.5/10 以内						
豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	都道府県市町村	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱	<p>【補助対象市町村】</p> <p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規程に基づき指定された豪雪地帯（特別豪雪地帯を含む）</p> <p>【交付対象事業】</p> <p>1 地域安全克雪方針策定事業 地域における死傷事故の防止に向け、市町村が地域住民をはじめとする地域の関係者と、地域の現状や将来見込み等の認識を共有した上で、自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための各主体の取組を定める地域安全克雪方針を策定するための事業</p> <p>2 安全克雪事業 実現性が高くかつ地域での自立が可能な地域安全克雪方針の策定に向け、方針策定に並行して試行的に取り組む次の事業</p> <p>ア 除排雪を担う共助組織の立ち上げなど、地域の除排雪体制の整備のために行う事業（地域コミュニティによる除排雪体制の構築、広域的にボランティアを募集する仕組みづくり、墜落制止用器具や命綱等の除排雪の装備・資機材の購入、除排雪の相談窓口の設置等）</p> <p>イ 高齢者世帯等における除排雪の支援のために行う事業（高齢者世帯等への除排雪経費の支援、共助組織等が実施する除排雪作業への支援等）</p> <p>ウ 安全講習等、人材の育成や安全な除排雪作業の啓発のために行う事業（安全な除排雪の実施のための講習会・研修の実施、安全な除排雪の啓発活動等）</p> <p>エ 克雪住宅化、アンカー設置等に関する普及活動のために行う事業（工事の相談窓口の設置、支援制度や相談先の広報等）</p> <p>オ 要援護世帯の克雪住宅への住替え、冬期集住の促進のために行う事業（住民との合意形成、引越し費用の補助等）</p> <p>カ 除排雪の自動化・省力化をはじめとした技術の導入のために行う事業（地域課題の解決に資する普及前の段階の技術の試行的な導入、アプリの開発、地域安全克雪方針へ反</p>	10/10 以内 （上限額は500万円）	1/2 以内				https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000150.html	新規 予算補助

			<p>映することを前提とした技術開発)</p> <p>【事業の要件】 原則として豪雪地帯安全確保事業計画を作成する道内の豪雪地帯の区域内で実施するものとし、次の要件をいずれも満たすもの</p> <p>(1) 地域における死傷事故の減少に寄与するものであること</p> <p>(2) 事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること</p>							
半島振興広域連携促進事業	道府県市町村民間団体	半島振興広域連携促進事業実施要綱	<p>【補助対象市町村】 半島振興法第2条の規程に基づき指定された半島振興対策実施地域</p> <p>【交付対象事業】 1 交流促進事業 地域の特性を活かし、経済的文化的諸活動を通じ、半島地域と他地域、また地域内の交流を図るために必要となる次の事業</p> <p>ア パンフレットの作成、WEB・アプリの作成運用、PR活動その他の地域情報の発信のために行う事業（簡易な施設整備を含む）</p> <p>イ インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び同人材の育成のための研修その他の交流促進に資する人材育成のために行う事業</p> <p>ウ 先進事例の調査、交流拡大のための手法検討その他の効果的な交流促進に資する調査検討のために行う事業</p> <p>エ 体験学習事業、伝統芸能・伝統工芸体験事業、農林水産業体験事業、シンポジウム、体験モニターツアー、スポーツイベント、コンサートその他の交流活動の実施のために行う事業（当該交流活動におけるプログラムの検討・作成を含む）</p> <p>2 産業振興事業 地域における創意工夫を活かし、地域資源を活用して実施する次の事業</p> <p>ア 特産品開発のための調査、研究開発、研修の実施その他の特産品の開発のために行う事業</p> <p>イ 特産品のブランド化支援、テスト販売の実施、広報活動その他の販売促進のために行う事業</p> <p>3 定住促進事業 地域における創意工夫を活かし、半島地域における定住を促進するために必要となる次の事業</p> <p>ア U・Iターナー希望者のための相談窓口の設置、セミナー・フェアの開催、空家情報の提供、定住体験ツアーの開催その他の定住情報の提供のために行う事業</p> <p>イ 移住・定住のための取組に係る研修実施、安全な環境づくりのための防災講習の実施、避難計画の策定その他の定住環境の整備のために行うソフト事業（簡易な施設整備を含む）</p> <p>【事業の要件】 原則として半島振興広域連携促進事業計画を作成する道内の半島地域の区域内で実施するものとし、次の要件をいずれも満たすもの</p> <p>(1) 複数の取組主体が連携して実施する事業であること</p> <p>(2) 広域的に実施される（当該半島地域内の複数の市町村の区域内で実施されることをいう）事業であること</p> <p>(3) 半島地域の発展、活性化に寄与するものであること</p> <p>(4) 事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること</p>	1/2以内 実施主体が民間団体の場合の交付率は1/3以内				https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000135.html	予算補助	

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
北海道市町村振興基金貸付事業	市町村 一部事務組合等	北海道市町村振興基金条例(昭和44年3月31日条例第2号) 北海道市町村振興基金条例施行規則(昭和44年8月20日規則第80号) 北海道市町村振興基金貸付要綱	<p>【貸付対象事業】</p> <p>1 公共施設、生活基盤等の整備事業</p> <p>(1) 厚生福祉事業</p> <p>①老人・児童等の福祉施設の整備</p> <p>②心身障害者の福祉施設の整備</p> <p>③保健・医療施設の整備</p> <p>④その他福祉施設の整備</p> <p>(2) 教育文化事業</p> <p>①学校教育施設の整備</p> <p>②社会教育及び文化施設の整備</p> <p>③幼児教育施設の整備</p> <p>(3) 生活環境事業</p> <p>①市街地住環境施設の整備</p> <p>②交通安全施設の整備</p> <p>③飲雑用水供給施設（上水道を除く。）の整備</p> <p>④清掃施設の整備</p> <p>⑤その他生活環境施設の整備</p> <p>(4) 消防・防災事業</p> <p>消防施設（消防庁舎を除く。）及び防災施設の整備</p> <p>(5) コミュニティ事業</p> <p>集会施設の整備</p> <p>(6) スポーツ・観光レクリエーション事業</p> <p>①体育施設の整備</p> <p>②観光・レクリエーション施設の整備</p> <p>(7) 地域エネルギー開発振興事業</p> <p>①地熱・天然ガス開発利用施設の整備</p> <p>②太陽熱利用施設の整備</p> <p>③その他地域エネルギー開発利用施設の整備</p> <p>2 産業振興の事業</p> <p>①農林漁業振興施設等の整備</p> <p>②商店街振興施設の整備</p> <p>3 公共的団体等の育成事業</p> <p>①公共的団体等に対する出資</p> <p>②公共的団体等に対する貸付</p> <p>4 その他市町村の振興事業</p> <p>①行政近代化施設の整備</p> <p>②アイヌ生活向上等事業</p> <p>③公害対策（自然保護を含む。）事業</p> <p>④テレビ・ラジオ難視聴対策事業</p> <p>⑤その他地域振興上特に必要と認められる事業</p> <p>5 短期貸付金</p> <p>一時借入金に財源に充てるための借入（一時借入金）</p> <p>【貸付条件（長期貸付金）】</p> <p>1 貸付利率</p> <p>貸付日現在における財政融資資金貸付金利（財政融資資金地方資金運用事務処理細則第3章、第2節、第2に規定する金利）のうち、償還期間（据置期間を含む。）に対応した元利均等償還（半年賦）に係る金利に応じ、次のとおりとする。</p> <p>ア 財政融資資金貸付金利が0.3%以上の場合</p> <p>その金利から0.2%を控除した率。ただし、控除後の率が6%を超える場合には、6%とする。</p> <p>イ 財政融資資金貸付金利が0.1%以上0.3%未満の場合</p> <p>0.1%とする。</p> <p>ウ 財政融資資金貸付金利が0.1%未満の場合</p> <p>財政融資資金貸付金利と同一利率とする。</p>							

			<p>2 貸付額 特別の事由がない限り、各事業ごとの貸付対象額のおおむね75%とする</p> <p>3 償還期間 12年以内、15年以内（据置期間2年以内を含む） 車両、機械器具（設備）の購入事業については、7年以内（据置期間2年以内を含む）</p> <p>4 償還方法 元利均等年賦償還</p> <p>5 違約金 未償還元金について年10.75%</p> <p>【貸付条件（短期貸付金）】</p> <p>1 貸付利率 協調融資を行う金融機関の利率-0.2%（行う予定がない場合は、借入日直近の借入利率-0.2%）</p> <p>2 貸付額 団体の財政状況等に応じ、知事が必要と認める額</p> <p>3 償還日 資金の貸付日の属する年度内</p> <p>4 違約金 未償還元金について年10.75%</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所管部課名 総合政策部 地域行政局 行政連携課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）	連携市町村及び連携市町村で構成する協議会	地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）実施要綱（道）	<p>【交付対象者】 広域連携加速化事業推進要綱に基づき地域連携協定を締結し地域連携ビジョンを策定した、又は交付金を申請する年度末までに地域連携協定の締結及び地域連携ビジョンの策定を行う見込みである市町村及び全ての連携市町村で構成する協議会</p> <p>【交付対象事業】 広域連携前進プランに掲載した、又は掲載予定の取組に係る事業であって、地域連携ビジョンに掲載した、又は掲載予定の事業であり、市町村が連携して取り組むソフト事業</p> <p>【交付対象経費】 上記の対象事業に要する経費のうち、別に定めるものを除いた経費</p> <p>【交付金上限額】 1地域又は1協議会あたり1,000万円</p> <p>【交付金の支援期間】 最大で5か年度</p>		10/10以内				https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/renkei/kasokuka/main.html	道単独予算交付金

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域間幹線系統確保維持事業 1 地域間幹線系統確保維持費補助金	乗合バス事業者	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（国） 北海道地域間幹線系統確保維持事業費補助金交付要綱（道）	【補助対象路線】 広域行政圏の中心市町村（又はこれに準じるものとして道が指定し、国が承認した準中心市町村）にアクセスする複数市町村にまたがる路線 ・1日当たりの輸送量 15～150人 ・1日当たりの運行回数 3回以上 ※地域協議会が特に認めた場合は、「1日当たりの運行回数」を「平日1日当たりの運行回数」に読み替え可 【補助対象経費】 地域間幹線系統の運行に伴う補助対象経常費用と経常収益の差額（補助対象経常費用の9/20を限度）	1/2	1/2				予算補助	
2 地域間幹線系統車両減価償却費等補助金	1の地域間幹線系統を運行する乗合バス事業者	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（国） 北海道地域間幹線系統確保維持事業費補助金交付要綱（道）	【補助対象事業】 北海道地域間幹線系統確保維持計画に取得が必要として掲載された新規車両購入に係る減価償却費及び金融費用 【補助限度額】 ・車両 ①又は②のいずれか少ない額を限度とする ①ノンステップ型車両 1,500万円 ワンステップ型車両 1,300万円 小型車両 1,200万円 ②実費購入予定額から1円を控除した額 ・金融費用 借入利息等年率2.5%まで 【補助対象経費】 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額	1/2	1/2				予算補助	
生活交通路線維持対策事業 1 広域生活交通路線維持事業	乗合バス事業者（公営バス事業者を除く）	令和5年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱（道）	【補助対象路線】 (1) 複数市町村路線 ・キロ程 10km以上 ・1日当たりの輸送量 10～150人 ・1日当たりの運行回数 2回以上 (2) 過疎市町村における同一市町村内路線 ・キロ程 10km以上 ・1日当たりの輸送量 10～150人 ・1日当たりの運行回数 2回以上 (3) その他の市町村における同一市町村内路線 ・キロ程 10km以上 ・1日当たりの輸送量 15～150人 ・1日当たりの運行回数 3回以上 ※地域協議会が特に認めた場合は、「1日当たりの運行回数」を「平日1日当たりの運行回数」に読み替え可 【補助対象経費】 広域生活交通路線の運行に伴う補助対象経常費用と経常収益の差額（補助対象経常費用の9/20を限度）		1/2 (1/4)	1/2 (1/4)			予算補助 （ ）内は黒字事業者及びJRバスの補助率 なお、黒字事業者及びJRバスはその他同一市町村路線については補助対象外	

2 市町村生活バス路線運行事業	市町村乗合バス事業者 (廃止路線を運行していた事業者及びその子会社又は親会社を除く)	令和5年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱(道)	<p>【補助対象路線】</p> <p>乗合バスが廃止された後に、次の要件を満たす路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金交付要綱の補助対象以外の路線 ・廃止された乗合バス路線と輸送目的が概ね同じであること ・乗合バス路線が廃止されてから1年以内に運行開始されていること ・乗合バス事業者の運行系統等と競合していないこと ・公共施設等や集落間を効率的に運行していること ・有償運行を行うこと ・キロ程 10km 以上 ・平均輸送人員が 1.5 人以上あること <p>【補助対象経費】</p> <p>市町村生活バス路線の運行に伴う運送費(経常費用)と運送収入(経常収益)の差額</p> <p>ただし、補助対象経費は運送費(経常費用)の3/4を限度額とし、補助額は10万円を下限額とする。</p>	1/10	9/10					予算補助
バス利用促進等総合対策事業				(注)道の補助額は、補助率のほか、市町村の財政力に応じ別に定める調整率を乗じた金額とする						
1 ノンステップバス等導入事業	乗合バス事業者 (路線定期運行を行うものに限る)	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(国)	<p>【補助対象】</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の促進に関する法律に基づく基本構想に定められた生活関連施設を利用する旅客の運送に使用することを目的とし、かつ地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第74条の事業に基づく補助金を受け、ノンステップバス、リフト付バスの導入に要する経費</p>	1/4	1/8	1/8				<p>予算補助</p> <p>道補助金交付要綱は国の事業実施に応じて毎年度ごとに策定。</p>
2 低公害車普及促進対策事業	乗合バス事業者	低公害車普及促進対策費補助金交付要綱(国)	<p>【補助対象】</p> <p>低公害車普及促進対策費補助金交付要綱に基づく補助金を受け、環境対応車の導入に要する経費</p>	1/4 (1/4)	1/10 (1/8)	1/10 (1/8)				<p>予算補助</p> <p>()内は赤字事業者の補助率</p> <p>道補助金交付要綱は国の事業実施に応じて毎年度ごとに策定。</p>

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
港湾関係災害復旧事業	港湾管理者である市町村及び一部事務組合	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	暴風、洪水、高潮、地震その他異常な天然現象により被災した港湾関係公共土木施設（港湾及び港湾海岸）の災害復旧事業で、工事費が限度額以上のもの （一部事務組合 120 万円以上、市町村 60 万円以上）	4 / 5		1 / 5		災害復旧事業債 (1) 現年災分 100% (2) 過年災分 90%		法律補助
空港整備事業（特定地方管理空港）	市	空港法附則第 3 条 空港整備事業費補助金交付要領（道）	【補助対象】 (1) 空港の滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設の新設又は改良工事 (2) 空港用地の造成又は整備事業 (3) 排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋の新設又は改良工事	2 / 3	市負担額の 1 / 2 以内	1 / 3		公共事業等債 空港事業 90%		予算補助
住宅騒音防止対策事業費補助金	市	住宅騒音防止対策事業費補助金交付要領（道）	市が、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 1 0 号）第 8 条の 2 に規定する住宅又は国土交通省航空局長が別に定める対象区域及び期日に現に所有する住宅の騒音防止工事を行う所有者等に対し、当該騒音防止工事に要する次に掲げる経費に補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 工事費 本工事費（直接工事費、共通仮設費及び諸経費をいう）、工事負担金及び工事雑費 (2) 事務費 補助事業者が補助事業を遂行するために必要な経費 (3) 設計監理費 設計図書の作成のための経費、工事監理を行うための経費及び所有者等が補助金の交付を受けるために必要な経費		市負担額の 1 / 2 以内					予算補助
道内航空需要創出広域連携事業費補助金	道内空港が所在する地域において当該空港の利用促進を行う市町村及び経済界等で構成された協議会市町村	道内航空需要創出広域連携事業費補助金交付要綱（道）	【補助事業】 (1) 利用促進事業（航空機利用の促進に向けた取組等） (2) 地域振興事業（就航都市等と連携した取組等） 【補助対象経費】 航空会社が参画した補助事業に要する経費 【補助金の限度額】 上限額 400 万円（複数空港間連携）、下限額 50 万円（民間委託を行わない単独の空港を対象に実施する事業については、上限額 200 万円）		市負担額の 1 / 2 以内	1 / 2 （市町村による事業の場合）	1 / 2 （協議会による事業の場合）			予算補助

環 境 生 活 部

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
環境保全促進助成事業	都道府県 市（区）町村 市（区）町村が認めるコミュニティ組織	（一財）自治総合センター環境保全促進助成事業実施要綱	【趣旨】 コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図る。 【対象事業】 都道府県、市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織が行う地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等の事業 【助成金の額】 上限額 ・都道府県又は市（区）町村 200万円 ・市（区）町村が認めるコミュニティ組織 100万円				10/10 以内		https://www.jichi-sogo.jp/ecoactivity	予算補助
簡易水道等施設整備事業	市町村 一部事務組合	水道法 簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱（国） 簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領（国）	1 水道未普及地域解消事業 水道がまだ布設されていない地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた「水道未普及地域解消計画」に基づき施行される事業で、次のいずれかに該当するもの (1) 新設 簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業 (2) 広域簡易水道 広域簡易水道施設を新設する事業 (3) 飛地区域 飛地区域の簡易水道又は飲料水供給施設の整備を行う事業 (4) 給水区域内無水源 給水区域内の無水源地区の水道施設の整備を行う事業 (5) 区域拡張 簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業 2 簡易水道再編推進事業 (1) 統合簡易水道 ア 市町村が策定する「統合簡易水道施設整備計画」に基づく施設整備及び新設事業 イ 統合簡易水道施設の給水区域内において他の水道事業から浄水を受けて施設整備を行うもので、厚生労働大臣が必要と認めたもの ウ 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業 (2) 簡易水道統合整備事業 ア 市町村が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づく施設整備及び新設事業 イ 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業 3 生活基盤近代化事業 (1) 増補改良 簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業 (2) 基幹改良 簡易水道施設又は飲料水供給施設（離島のみ）の基幹的施設の改良を行う事業	1/4 又は 1/3 又は 4/10 (1/2)		3/4 又は 2/3 又は 6/10 (1/2)		水道事業債 100% 辺地対策事業債・過疎対策事業債 100% （ただし、水道事業債の対象となる事業は50%）	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01c.html	令和5年度 法律補助 （一部予算補助） （ ）内は離島 ※1～3の補助率は以下のとおり 財政力指数が0.30を超える市町村で、単位管延長20m以上の場合は4/10、6m以上20m未満の場合は1/3、6m未満の場合は1/4 財政力指数が0.30以下の市町村で、単位管延長7m以上の場合は4/10、7m未満の場合は1/3 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で、単位管延長1m以上の場合は4/10 水源地域対策特別事業は4/10 放射線量分析機器は1/4

			(3) 水量拡張 簡易水道施設又は飲料水供給施設の水量を拡張する事業 4 閉山炭鉱水道施設 石炭鉱業の整理等に伴う水道施設の管理替により、市町村がかわって給水を行う場合における、旧施設の改良又は更新事業	1 / 3		2 / 3				
水道水源開発等施設整備事業	市町村 一部事務組合	水道法 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱(国)	1 水道水源開発施設整備費 (1) 水道水源開発施設整備費 水道の水源の開発の用に供するダム、堰、水路、海水淡水化施設及びこれらと密接な関連を有する施設の整備事業 (2) 遠距離導水等施設整備費 1の事業と一体であり、かつ導水路の延長が7km以上となる取水施設及び導水施設の整備事業 (3) 水道施設機能維持整備費 基幹となる浄水施設における非常用自家発電設備等の整備、土砂災害への対策工事及び浸水災害への対策工事 2 高度浄水施設等整備事業 ア 高度浄水施設整備事業 生物処理、オゾン処理、活性炭処理及びストリッピング処理等の高度な処理を行う浄水施設、クリプトスポリジウム等に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設、水質の安全・安定のための原水調整池、従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過処理施設、貯水池水質改善装置、硬度低減のために必要な施設の整備事業及びこれらの整備事業と同等の浄水性能が得られる施設の整備事業 イ 水道原水水質改善事業 高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するための水道施設の整備事業 ウ 代替水源施設整備事業 有機フッ素化合物又はクリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な施設の整備事業 エ アからウに掲げる施設と密接な関連を有する施設	1 / 3 又は 1 / 2 1 / 4 又は 1 / 3 1 / 4 又は 1 / 3 (1/2)		2 / 3 又は 1 / 2 3 / 4 又は 2 / 3 3 / 4 又は 2 / 3 (1/2)		水道事業債 100%	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01c.html	令和5年度 法律補助 (一部予算補助) ()内は離島 ※1の(1)及び(2)の補助率は以下のとおり 平成21年度以前に採択された水道事業で資本単価が140円/㎡以上、水道用水供給事業で資本単価が100円/㎡以上の場合は1/2、その他の場合は1/3 ※1の(3)の補助率は以下のとおり 非常用自家発電設備等の整備は1/4、その他の場合は1/3 ※2の補助率は以下のとおり 平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う場合は1/3、その他の場合は1/4 クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処する事業であって、水道事業で資本単価が90円/㎡以上、または水道用水供給事業で資本単価が70円/㎡以上の要件を満たさない場合は1/4

<p>北海道生活基盤施設耐震化等補助事業</p>	<p>市町村 一部事務組合 PFI事業選定事業者</p>	<p>水道法 生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱（国） 生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領（国） 北海道生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱（水道施設関連事業分）（道）</p>	<p>1 水道施設等耐震化事業 (1) 水道未普及地域解消事業 水道がまだ布設されていない地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた「水道未普及地域解消計画」に基づき施行される事業で、次のいずれかに該当するもの ア 新設 簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業 イ 広域簡易水道 広域簡易水道事業を新設する事業 ウ 飛地区域 飛地区域の簡易水道又は飲料水供給施設の整備を行う事業 エ 給水区域内無水源 給水区域内の無水源地区の水道施設の整備を行う事業 オ 区域拡張 簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業 (2) 簡易水道再編推進事業 ア 統合簡易水道 (7) 市町村が策定する「統合簡易水道施設整備計画」に基づく施設整備及び新設事業 (4) 統合簡易水道施設において他の水道事業から浄水を受け施設整備を行うもので、厚生労働大臣が必要と認めたもの (9) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業 イ 簡易水道統合整備事業 (7) 市町村が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づく統合整備及び新設事業 (4) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業 (3) 生活基盤近代化事業 ア 増補改良 簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業 イ 基幹改良 簡易水道施設又は飲料水供給施設（離島のみ）の基幹的施設の改良を行う事業 ウ 水量拡張 簡易水道施設又は飲料水供給施設の水量を拡張する事業 (4) 高度浄水施設等整備費 ア 高度浄水施設等整備費 生物処理、オゾン処理、活性炭処理及びストリッピング処理等の高度な処理を行う浄水施設、クリプトスポリジウム等に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設、水質の安全・安定のための原水調整池、従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過処理施設、貯水池水質改善装置、硬度低減のために必要な施設の整備事業及びこれらの整備事業と同等の浄水性能が得られる施設の整備事業 イ 水道原水水質改善事業 高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するための水道施設の整備事業 ウ 代替水源施設整備事業 有機フッ素化合物又はクリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な施設の整備事業 エ アからウに掲げる施設と密接な関連を有する施設</p>	<p>1/4 又は 1/3 又は 4/10 (1/2) 1/4 又は 1/3 又は 4/10 (1/2) 1/4 又は 1/3 又は 4/10 (1/2) 1/4 又は 1/3 又は 4/10 (1/2)</p>	<p>3/4 又は 2/3 又は 6/10 (1/2) 3/4 又は 2/3 又は 6/10 (1/2) 3/4 又は 2/3 又は 6/10 (1/2)</p>			<p>水道事業債 100%</p>	<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/suidou/seikatukiban.html</p>	<p>令和5年度 法律補助 （一部予算補助） （ ）内は離島 ※1の(1)～(3)の補助率は以下のとおり 財政力指数が0.30を超える市町村で、単位管延長20m以上の場合は4/10、6m以上20m未満の場合は1/3、6m未満の場合は1/4 財政力指数が0.30以下の市町村で、単位管延長7m以上の場合は4/10、7m未満の場合は1/3 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で、単位管延長1m以上の場合は4/10 水源地域対策特別事業は4/10 放射線量分析機器は1/4 飲料水供給施設は、4/10 ※1の(4)の補助率は以下のとおり 平成27年度以前に水道水源開発等施設整備費国庫補助において採択された事業及び財政再建団体が行う事業は1/3、その他の事業は1/4</p>
--------------------------	--------------------------------------	---	---	---	---	--	--	-----------------------	--	--

			ク 導水管・送水管複線化事業 河川を横断する導水管又は送水管の複線化を図る施設整備事業	1/3		2/3				
			2 水道事業運営基盤強化推進等事業 (1) 水道事業運営基盤強化推進事業 ア 広域化事業 都道府県水道ビジョン（水道整備基本構想）に基づく圏域における市町村域を超えて3事業体以上の広域化であり、事業開始後5年以内に広域化を実現する施設の整備事業（全体計画は原則10年間、令和16年度までの時限事業） イ 運営基盤強化等事業 広域化後の圏域において運営基盤を強化する施設の整備事業（広域化事業の総額が上限） ウ 水道施設共同化事業 将来的に3事業体以上で事業統合又は経営の一体化を行う方針を明示している圏域内の2以上の事業体で実施する共同の水道施設の建設事業 エ 水道施設再編推進事業 一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業 オ 水道施設台帳電子化促進事業 広域化を検討している協議会等に参加している水道施設台帳の電子化がされていない水道事業者が、行政区域を別にする他の水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業 (2) 水道広域化施設整備費 ア 特定広域化施設整備費 平成26年度以前に採択された事業であって、現在居住人口が50万人以上であり、広域的水道整備計画に基づき給水量の増加を伴う水道施設の新設又は増設事業 イ 一般広域化施設整備費 平成21年度以前に採択された事業であって、現在居住人口が50万人以上であり、給水量の増加を伴う水道施設の新設又は増設事業 ウ 広域化促進地域上水道施設整備費 平成26年度以前に採択された事業であって、広域的水道整備計画の区域内にあって、かつ特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であり、計画給水人口又は計画給水量が20%以上増加する水道施設の新設又は拡張事業 エ 水道広域化促進事業費 平成26年度以前に採択された事業であって、複数の水道事業による市町村の区域を越えて行われる統合又は水道用水供給事業と水道事業による統合に伴って行う、経年施設更新事業及び統合関連事業で構成される水道施設の整備事業 (3) 水道水源自動監視施設等整備事業 ア 水道水源自動監視施設整備費 水系あるいは地域単位で複数の水道事業者等が連携して体系的・効率的に水道水源の監視を行うために必要な理化学的指標検査装置等の整備事業 イ 遠隔監視システム整備費 簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業等と統合した水道事業者が施設の管理水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業	1/3		2/3				
			3 官民連携等基盤強化推進事業 官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業（令和10年度までの時限事業）	1/3又は 1/4 <small>(上限5,000万円)</small>		2/3又は 3/4				
			4 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業 IoT技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道	1/3		2/3				

※3の補助率は以下のとおり

平成29年度以降に事業を開始した場合は1/4、その他の場合は1/3

			<ul style="list-style-type: none"> ・ (7) (8) (9) (12) (13) ～事業に要する費用 ・ (14) ～設置後原則として7年以上経過した機械・装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したのものについて原則として当初に計画した能力まで回復させる改造に要する費用 ・ (18) ～交付対象事業である廃棄物処理施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用 							限る。)は 1/2
北海道海岸漂着物等 地域対策推進事業	市町村 一部事務組合 広域連合	地域環境保全対策 費補助金(海岸漂着物 等地域対策推進 事業)交付要綱(国) 北海道海岸漂着物 等地域対策推進事 業補助金交付要綱 (道)	<p>海洋ごみ(海岸漂着物等、漂流物及び海底の堆積物)の回収・ 処理に係る事業(民間団体等と連携・協力して実施する事業を 含む) ※1漂流ごみ等(水底土砂は除く。)の海からの持ち帰りが無償 で行われている事業については、定額(ただし、北海道全体で1 千万円の上限あり)。(上限を超える場合は右記の補助率とす る。)</p>	<p>海洋ごみ 7/10 以内 又は 7.8/10 以内 又は 8/10 以内 又は 9/10 以内</p> <p>朝鮮船籍 8.5/10 以内 又は 8.8/10 以内 又は 9/10 以内 又は 9.5/10 以内</p>	<p>海洋ごみ 3/10 又は 2.2/10 又は 2/10 又は 1/10</p> <p>朝鮮船籍 1.5/10 又は 1.2/10 又は 1/10 又は 0.5/10</p>			なし	<p>予算補助</p> <p>離島振興対策実施 地域9/10以内</p> <p>過疎地域及び半島 振興対策実施地域 8/10以内</p> <p>過疎法第5条第1 項の規定に基づく 特定市町村 7.8/10 以内</p> <p>上記を除く地域 7/10以内</p> <p>※1定額あり</p> <p>離島振興対策実施 地域9.5/10以内</p> <p>過疎地域及び半島 振興対策実施地域 9/10以内</p> <p>過疎法第5条第1 項の規定に基づく 特定市町村 8.8/10 以内</p> <p>上記を除く地域 8.5/10以内</p>	
循環資源利用促進設 備整備費補助事業	道内の事業所 (設置予定を 含む)で産業 廃棄物を排出 又は処理する 事業者(個人 又は法人)	循環資源利用促進 設備整備費補助金 交付要綱 (道)	<p>(1) 自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクル に係る設備の整備</p> <p>(2) 他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る設備の整備</p> <p>(3) 特定の産業廃棄物(汚泥、廃プラスチック類、建設混合廃 棄物、廃石膏ボード)のリサイクルに係る設備の整備</p>		<p>1/2 以内</p> <p>1/2 以内</p> <p>2/3 以内</p>			<p>https://www.pr ef.hokkaido.lg .jp/ks/jss/set ubiseibi.html</p>	<p>予算補助</p> <p>※法定外目的税で ある「循環資源利用 促進税」の税収を財 源としている</p>	

リサイクル技術研究開発補助事業	道内に事業所を置く事業者（個人又は法人）又はグループ（代表者は道内事業者で、かつ構成員の半数以上が道内事業者である者に限る）	リサイクル技術研究開発補助金交付要綱（道）	概ね3年以内に事業化することを前提に行う、産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクルに係る研究開発で、次に該当するもの ・基礎研究（以下の研究開発と併せて行う場合に限る） ・応用研究 ・実用研究 ・試作研究 ・技術改善 (1) 道内に主たる事務所を置く中小企業、又は全構成員のうち半数以上をこれら中小企業が占めかつこれら中小企業のいずれかが代表者となるグループ (2) (1)以外						https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kenkyu.html	予算補助 ※法定外目的税である「循環資源利用促進税」の税収を財源としている
-----------------	--	-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

所管部課名 環境生活部 自然環境局 自然環境課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
自然環境整備交付金事業	都道府県 都道府県から補助を受けて事業を実施する市町村	自然環境整備交付金交付要綱（国）	【交付対象事業】 1 国立公園において実施する公園施設の整備事業 2 国定公園において実施する公園施設の整備事業 3 国定公園において行われる生態系維持回復事業計画に基づく施設の整備事業 4 国指定鳥獣保護区において行われる自然再生施設の整備事業 5 長距離自然歩道整備計画に基づく整備事業	1/2 を限度					https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html	予算補助
環境保全施設整備交付金事業	都道府県 都道府県から補助を受けて事業を実施する市町村	環境保全施設整備交付金交付要綱（国）	【交付対象事業】 個別施設計画を策定した既存施設の長寿命化を主目的として実施する次の事業 1 国立公園において実施する公園施設の整備事業 2 国定公園において実施する公園施設の整備事業 3 国定公園において行われる生態系維持回復事業計画に基づく施設の整備事業 4 国指定鳥獣保護区において行われる自然再生施設の整備事業 5 長距離自然歩道整備計画に基づく整備事業	1/2 を限度					https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/kofuyoko02.html	予算補助 ※当面、国立公園事業を優先して実施
生物多様性保全推進支援事業	地方公共団体 地域生物多様性協議会 地域連携保全活動支援センター 動物園、植物園、水族館、昆虫館等	生物多様性保全推進交付金交付要綱（国）	地域における生物多様性の保全再生に資する取組 (1) 特定外来生物防除対策 特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討している外来生物の調査及び防除等 (2) 重要生物多様性保護地域保全再生 国立・国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地等における生物の生息環境の保全再生等 (3) 広域連携生態系ネットワーク構築 生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく	1/2 以内					https://www.env.go.jp/press/108953.html	予算補助

民間事業者等、各種法人等		法定計画の作成、生態系ネットワークの構築に係る広域の取組等 (4) 地域民間連携促進活動 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する取組等 (5) 国内希少野生動植物種生息域外保全 国内希少種野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組等 (6) 国内希少野生動植物種保全 国内希少野生動植物種を対象とした分布状況調査・保全計画策定、生息環境改善等 (7) 特定外来生物早期防除計画策定事業 地域に未侵入又は侵入初期の特定外来生物又は指定検討種の早期発見・早期防除に資する地域計画の策定及びこれに必要な調査等 (8) 里山未来拠点形成支援事業 重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	1/2以内							
			定額							
			定額							
			定額							
			3/4以内							

所管部課名 環境生活部 くらし安全局 道民生活課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域女性活躍推進交付金	都道府県及び市町村	地域女性活躍推進交付金交付要綱（国）	市町村が地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するための経費						https://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/index.html	予算補助
			1 活躍推進型 女性役員・管理職を育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援。女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進	1/2		1/2				
			2 デジタル人材・起業家育成支援型 ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援。	3/4		3/4				
			3 寄り添い支援・つながりサポート型 様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようにNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援。 (A) 寄り添い支援型プラス	1/2		1/2				

			(B) つながりサポート型 (C) 男性相談支援型	3 / 4 1 / 2	3 / 4 1 / 2			
--	--	--	------------------------------	----------------	----------------	--	--	--

所管部課名 環境生活部 くらし安全局 消費者安全課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地方消費者行政強化交付金 （北海道消費者行政強化事業補助金）	都道府県 都道府県から補助を受けて事業を実施する市町村及び適格消費者団体	地方消費者行政強化交付金交付要綱（国） 北海道消費者行政強化事業補助金交付要綱（道）	<p><推進事業></p> <p>(1) 消費生活相談機能整備・強化事業 ア 消費生活センター等整備事業 イ 消費生活相談窓口高度化事業 ウ 商品テスト強化事業 エ 地方苦情処理委員会活性化事業</p> <p>(2) 消費生活相談員養成事業 (3) 消費生活相談員等レベルアップ事業 (4) 消費生活相談体制整備事業 (5) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (6) 消費者安全法第47条第2項に基づく法定受託事務</p> <p><強化事業></p> <p>(1) 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化 ア 消費生活相談の情報化対応の推進・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実</p> <p>(7) 消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備</p> <p>(4) 相談員の業務のテレワーク化に向けた体制整備 (5) 指定消費生活相談員及び主任相談員による相談機能の強化 (イ) 広域連携の立上げ イ 配慮を要する消費者（高齢者、障がい者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用 (7) 配慮を要する消費者（高齢者、障がい者、外国人等）の対応強化 (4) 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築・運営（機能強化） ウ 消費者教育・啓発への取組 (7) 高度な相談対応、相談員等のメンタルケア等 (4) 消費者教育の推進 (5) 風評被害払拭のための取組 (イ) 食品表示制度の普及・啓発 (4) 適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援事業 エ SDGsへの取組（エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等） (7) エシカル消費の普及・促進 (4) 消費者志向経営 (5) 食品ロス削減の取組 オ 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組 (7) 価格監視・悪質事業者等への対応強化 (4) 公益通報者保護制度の推進</p> <p>(2) 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業 ア 国が指定するテーマの研修への参加 イ 国が指定するテーマでの研修開催</p>	10/10 以内					https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/	<p>予算補助</p> <p>予算補助</p>

		(3) 霊感商法を含めた悪質商法対策事業 ア 消費者被害の防止・早期発見 (7) 消費者教育の推進・周知啓発 (イ) 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築、運営（機能強化） イ 消費生活相談等の機能強化 (7) 消費生活相談の機能強化 (イ) 悪質事業者等への対応強化	10/10 以内						
--	--	--	-------------	--	--	--	--	--	--

所管部課名 環境生活部 文化局 文化振興課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
宝くじ文化公演事業	市町村等(市町村、特別区、広域連合等の地方公共団体。政令指定都市は除く)及び(一財)自治総合センター	宝くじ文化公演事業実施要綱	1 目的 宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽、演劇及び文化に関する講演会等を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する 2 事業 (1) 宝くじ文化公演 コンサート、演劇、落語などの各種公演 (2) 宝くじふるさとワクワク劇場 落語、漫才、地元の方々も参加する舞台等 (3) 宝くじまちの音楽会 3つのプログラムにより、地元合唱団等との共演コーナーを設けたコンサート (4) 宝くじおしゃべり音楽館 愉快的な話を交え、映画音楽の名曲を楽しむコンサート 3 経費 次に掲げるものは市町村等の負担とし、それ以外の経費は原則として(一財)自治総合センターが負担 (1) 会場使用料 (2) 会場設備、備品使用料 (3) 運営スタッフ費用及び付随経費 (4) ケータリング経費 (5) 飾花・花束代 (6) ポスター掲出・チラシ配布経費 (7) フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料 (8) 広報誌、ウェブサイト、新聞等の広報費 (9) 地元出身者の募集及び参加に関する経費 (10) 入場券売り捌き手数料 4 その他 「宝くじ文化公演」事業1公演あたりの出演経費は、入場料収入を差し引いて、概ね500万円程度まで(講演会は概ね100万円程度まで)						https://www.jic-hi-sogo.jp/lottery/culture/01-2	予算補助
(一財) 地域創造助成事業	地方公共団体等(詳細は「補助基準等」欄参照)	地域の文化・芸術活動助成事業 助成要綱 地域伝統芸能等保存事業 助成要綱	1 地域の文化・芸術活動助成事業 (1) 助成目的 地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図り、さらに、地方公共団体の共同事業として、その成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興により創造性豊かな地域づくりの推進を図る (2) 事業実施者 ①地方公共団体 ②指定管理者 ③特定公益法人						https://www.jaf-ra.or.jp/project/grant/	予算補助

			<p>(地方公共団体 1 / 2 以上出資法人)</p> <p>④実行委員会等</p> <p>(3) 助成内容</p> <p>①創造プログラム</p> <p>ア 一般分</p> <p>長期的展望を有し、顕著な工夫が認められる公演、展覧会事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額上限 1,000 万円 ・助成期間 2 年もしくは 3 年 <p>イ 企画制作力向上特別分</p> <p>事業実施者の企画制作力を更に向上させる事業や、周辺地域の公立文化施設等に対して波及効果をもたらす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額上限 1,000 万円 ・助成期間 1 年間 <p>②連携プログラム</p> <p>3 以上の地方公共団体等が連携して、共同で制作する公演、展覧会のうち、「地域交流プログラム」を伴う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額上限 1 団体 500 万円 全体 3,000 万円 ・助成期間 1 年間 <p>③研修プログラム</p> <p>地域の文化・芸術活動を担う者のスキルの向上、ノウハウの習得などを旨とする、実践的な人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額上限 200 万円 ・助成期間 1 年間 <p>④公立文化施設活性化計画プログラム</p> <p>地域において果たすべき公立文化施設の役割と、それを実現するための方策を記載した計画を策定する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額上限 200 万円 ・助成期間 2 年以内 <p>2 地域伝統芸能等保存事業</p> <p>(1) 助成目的</p> <p>地域住民のふるさとづくりへの取組や地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与する</p> <p>(2) 事業実施者</p> <p>①地方公共団体</p> <p>②指定管理者</p> <p>③特定公益法人</p> <p>(地方公共団体 1 / 2 以上出資法人)</p> <p>④実行委員会等</p> <p>(3) 助成内容</p> <p>①地方フェスティバル事業</p> <p>地方公共団体が実施する地域固有の伝統芸能等(伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等)を保存・継承するための公演を助成する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額上限 50 万円 ・助成期間 1 年間 <p>②映像記録保存事業</p> <p>各地域の失われつつあり、かつ、記録に残されていない地域固有の伝統芸能等を映像に記録・保存する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額上限 200 万円 ・助成期間 1 年間 <p>③保存・継承活動支援事業</p> <p>地域固有の伝統芸能等を保存・継承するために活動している団体等への支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額上限 30 万円 ・助成期間 1 年間 				1 / 2 以内				
							2 / 3 以内				
							2 / 3 以内				
							2 / 3 以内				
							1 / 2 以内				
							2 / 3 以内				
							1 / 2 以内				

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
学校施設環境改善交付金	市町村	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 学校施設環境改善交付金交付要綱（国）	・地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターの新築、改築又は改造に要する経費	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%	https://www.mext.go.jp/sports/b-menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00007.htm	法律補助
1 地域スポーツセンター新築、改造										
2 地域水泳プールの新築			・一般の利用に供するための地域スイミングセンター及び浄水型水泳プールの新築又は改築に要する経費	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%		法律補助 地震特措法第4条の適用のある浄水型の地域スイミングセンターにあつては1 / 2
3 地域屋外スポーツセンター新築			・一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築に要する経費	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%		法律補助
4 地域武道センター新築			・一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築に要する経費 ア 柔・剣道場 イ 弓道場	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%		法律補助
5 社会体育施設の耐震化			・社会体育施設の耐震化に要する経費 ア 構造体の耐震化 イ 建築非構造部材の耐震対策等	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%		法律補助
6 社会体育施設の質的整備事業			・社会体育施設における次に掲げる質的整備に要する経費 ア 脱炭素社会実現に向けた整備工事 イ 空調整備工事 ウ トイレ環境改善工事	1 / 3		2 / 3		学校教育施設等整備事業債 75%		法律補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地方改善施設整備費補助事業（共同作業場等施設整備費）	市町村	地方改善施設整備費補助金交付要綱（国）	市町村がアイヌの人たちが居住する地区の住民の生活環境の改善を図るため実施する共同作業場、下水排水路、地区道路等の施設の整備事業	1/2		1/2			なし	予算補助
地方改善事業費（隣保館運営費等）補助事業	市町村	地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱（国）	市町村が設置したアイヌの人たちが居住する地区の生活館の運営に要する経費	2/4	1/4	1/4			なし	予算補助
		生活館運営費補助金交付要綱（道）			3/4	1/4				
アイヌ政策推進交付金	市町村	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法） アイヌ政策推進交付金交付要綱	市町村が国に申請し認定されたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業の実施に要する経費	8/10		2/10			https://www8.cao.go.jp/ainu/index.html	【参考情報】 国から市町村に対し直接交付

保 健 福 祉 部

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
小児救急医療支援事業	市町村	小児救急医療支援事業費補助金交付要綱（道）	休日又は夜間における小児の重症救急患者に対する医療を確保するため、市町村が行う小児救急医療支援事業又は病院の開設者が行う小児救急医療支援事業に対して市町村が補助する事業 【補助対象経費】 小児救急医療支援事業に必要な経費（給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）報償費（医師雇上謝金に限る））		2 / 3	1 / 3				予算補助 ※国庫補助廃止により基金を財源とする事業として実施
遠隔医療情報通信機器設備整備事業	市町村又は医療機関の開設者	遠隔医療情報通信機器整備事業費補助金交付要綱（道）	1 補助対象経費 遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入に要する経費 2 補助基準額 (1) 遠隔病理診断 ア 支援側医療機関 4,598千円 イ 依頼側医療機関 14,198千円 (2) 遠隔画像診断及び助言 ア 支援側医療機関 16,390千円 イ 依頼側医療機関 14,855千円 (3) 在宅患者に対して遠隔医療を行う医療機関 8,250千円	1 / 2		1 / 2		病院事業債 原則100% 辺地対策事業債・過疎対策事業債 原則100% ただし、地方公営企業法適用の病院等で辺地対策事業債・過疎対策事業債を併せて申請する場合は、それぞれ50%		予算補助
病床機能分化・連携促進基盤整備事業	医療機関の開設者	病床機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金交付要綱（道）	1 施設整備事業 (1) 病院 ア 急性期病床から回復期病床への病床転換など地域での病床機能の分化・連携のために必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費を補助 ・補助基準額 5,500,000円×転換病床数 イ 医療施設等への転換など、病床の適正化のために必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費を補助 ・補助基準額 ○新築・増改築の場合 (1床当たり) 9,000,000円 ○改修・増築の場合 (1床当たり) 5,022,500円 【補助基準額の加算】 次の加算条件に該当する事業を行う場合は、基準額に加算を行う。 (条件A) 転換及び削減前から病床を20%以上、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次の条件（①～⑤のいずれか）を満たす場合 (条件B) 転換及び削減前から病床を10%以上20%未満、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次の条件（①～⑤のいずれか）を満たす場合 ①患者の療養環境改善の整備 ②医療従事者の職場環境改善の整備		1 / 2	1 / 2				予算補助

		<p>③衛生環境改善の整備 ④業務の高度情報処理及び快適環境の整備 ⑤乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備（授乳室、託児室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算額 (条件 A) ・新築・増改築の場合 (1床あたり) 9,000,000円 ・改修・増築の場合 (1床あたり) 5,022,500円 (条件 B) ・新築・増改築の場合 (1床あたり) 5,400,000円 ・改修・増築の場合 (1床あたり) 3,013,500円 <p>(2) 診療所 地域で不足する外来医療機能を担う診療所を開設するために必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 160㎡×単価 鉄筋 179,800円 木造 179,800円 ブロック 156,700円 <p>※対象二次医療圏 南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室</p>							
		<p>2 設備整備事業</p> <p>(1) 急性期病床から回復期病床への病床転換など地域での病床機能の分化・連携のために必要な医療機器の備品購入費を補助</p> <p>(2) 医療施設等への転換など、病床の適正化に伴い必要となる医療機器の備品購入費を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 1医療機関当たり 10,800千円 <p>※再編統合の場合は医療機関数に乗じる。</p>	1/2	1/2					
	医療機関の開設者、地域連携推進法人の設置者、医師会	<p>3 再編統合支援事業</p> <p>(1) 再編統合検討 地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等を検討する上で必要となるコンサルタント会社等への業務委託料を補助（最長5か年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 1医療機関当たり 7,000千円 <p>(2) 建物及び医療機器の処分に係る損失 病床転換及び病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の処分（廃棄、解体または売却）に係る損失で財務諸表上の特別損失（固定資産除却損、固定資産廃棄損、固定資産売却損）に計上されるもの（医療機器の有姿除却を除く）を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 (転換・削減) 病床数×2,000千円 <p>(3) 人件費（早期退職割増相当額） 地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等に伴い退職する職員で早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る。）の活用によって上積みされた退職金の割増相当額を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 早期退職職員数×6,000千円 <p>(4) 地域医療連携推進法人設立 ア 法人運営 地域医療連携推進法人を運営するために必要となる次の経費（地域医療連携推進法人設立準備期間（最長1か年）を含み最長3か年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 人件費：職員数（上限1名）×8,000千円 負担金：加入期間数×500千円 備品、消耗品費等：1,200千円 	1/2	1/2					

			<p>イ 体制整備 地域医療連携推進法人の体制整備に必要な次の経費（地域医療連携推進法人設立から最長3か年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助基準額 人件費：医師（上限4名）×21,000千円 人材確保費用：11,160千円 連携推進費：3,500千円 																		
	医療機関の開設者		<p>4 理学療法士等確保事業 急性期病床から回復期病床などへの病床転換を行う病院において、新たに理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下「理学療法士等」という）を雇用する経費を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助基準額 月額350千円×延月数（上限12月） <p>5 理学療法士等研修事業 回復期機能充実のため、病院に所属する理学療法士等を所属外の病院で技術研修を受講させる場合や指導的理学療法士等の派遣を受ける病院に研修経費等を補助</p> <p>(1) 技術研修を受講する理学療法士等</p> <ul style="list-style-type: none"> 理学療法士等1名1日当たりの受講料 補助基準額 10千円（240日上限） <p>(2) 指導的理学療法士等の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導的理学療法士等1名1日当たり 補助基準額 40千円（240日上限） 	1/2	1/2																
				1/2	1/2																
病床機能再編支援事業	医療機関の開設者又は開設者であった者	病床機能再編支援事業費給付金支給要綱（道）	<p>1 単独支援給付金 平成30年度病床機能報告において、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下、「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を策定し、対象3区分のいずれかの病床の削減を10%以上減した場合に給付</p> <p>※病床削減前に地域医療構想の実現に資する病床削減であることを地域医療構想調整会議等において認められたものに限る</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助基準額 病床稼働率に応じ削減数1床あたり次の額を支給 <p>【病床稼働率】</p> <table> <tr><td>50%未満</td><td>1,140千円/床</td></tr> <tr><td>50%～60%</td><td>1,368千円/床</td></tr> <tr><td>60%～70%</td><td>1,596千円/床</td></tr> <tr><td>70%～80%</td><td>1,824千円/床</td></tr> <tr><td>80%～90%</td><td>2,052千円/床</td></tr> <tr><td>90%以上</td><td>2,280千円/床</td></tr> </table> <p>※1日平均実働病床数以下の削減病床は2,280千円/床</p>	50%未満	1,140千円/床	50%～60%	1,368千円/床	60%～70%	1,596千円/床	70%～80%	1,824千円/床	80%～90%	2,052千円/床	90%以上	2,280千円/床	10/10					予算補助 補助対象経費のない給付金
50%未満	1,140千円/床																				
50%～60%	1,368千円/床																				
60%～70%	1,596千円/床																				
70%～80%	1,824千円/床																				
80%～90%	2,052千円/床																				
90%以上	2,280千円/床																				
	医療機関の開設者又は開設者であった者		<p>2 統合支援給付金 地域医療構想に基づく医療機関の統合計画に参加し、平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能のいずれかの病床の減少を伴う統合計画に参加する医療機関に給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助基準額 「1 単独支援給付金」と同額 	10/10					補助対象経費のない給付金												

	医療機関の開設者又は開設者であった者		2 統合支援給付金 地域医療構想に基づく医療機関の統合計画に参加し、平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能のいずれかの病床の減少を伴う統合計画に参加する医療機関に給付 ・補助基準額 「1 単独支援給付金」と同額	10/10					補助対象経費のない給付金
	医療機関の開設者又は開設者であった者		3 債務整理支援給付金 地域医療構想に基づく医療機関の統合計画に参加し、統合後に存続する医療機関であって、統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けて返済する場合、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に給付金を支給 ・補助上限 融資期間：20年、利率：年0.5%	10/10					補助対象経費のない給付金
地域医療情報連携ネットワーク構築事業	市町村、病院又は診療所の開設者、医師会等	地域医療情報連携ネットワーク構築事業費補助金交付要綱（道）	1 地域医療情報連携ネットワーク構築事業 医療機関等相互における役割分担、連携の推進、救急医療の効率化を図るため、診療情報（主に電子カルテ情報（CT等画像情報を含む））を共有するICTネットワーク設備整備に対し補助 ・補助基準額 病院 30,000千円 診療所 20,000千円 2 地域医療情報連携ネットワーク導入アドバイザー事業 地域にふさわしい継続性のあるネットワークの導入に向けた計画の作成のため、ICTの専門家からコンサルティングを受けるために必要な経費（委託料等）に対し補助 ・補助基準額 2,710千円 3 防災用診療情報バックアップ事業 津波などによる診療情報流出防止のために、安全な地域に電子カルテ情報を保存するためのサーバ整備に対し補助 ・補助基準額 12,000千円	1/2	1/2				予算補助
	病院の開設者			10/10					
				1/2	1/2				
遠隔医療促進事業	病院又は診療所の開設者	遠隔医療促進事業費補助金交付要綱（道）	1 設備整備事業 遠隔地の医療機関を支援するためビデオ会議システム等の設備整備に対し補助 ・補助基準額 支援する機関 3,000千円 支援を受ける機関 2,000千円 2 遠隔相談事業 ビデオ会議システムを導入した医療機関やICTを活用したコミュニケーションツール等を整備した医療機関等に対して、専門医等がビデオ会議システムを活用し、画像による場合を含め対面により相談・助言を行うことについて支援する事業 ・補助基準額 1時間 8千円 （1週間5時間上限）	1/2	1/2				予算補助
				10/10					

	離島・過疎地等の市町村		<p>3 在宅患者遠隔支援事業</p> <p>(1) 設備整備事業 在宅患者遠隔支援に必要な備品購入費に対し補助 ・補助基準額 5,000 千円</p> <p>(2) 導入運営事業 遠隔医療等を実施するためのコンサルタントなど外部専門家のアドバイザー費用（委託費、報償費等）に対し補助 ・補助基準額 2,699 千円</p>	1 / 2	1 / 2				
在宅医療提供体制強化事業	医療機関 郡市医師会、市町村 訪問看護ステーション	在宅医療提供体制強化事業費補助金交付要綱（道）	<p>1 在宅医療グループ診療運営事業 在宅医療グループを指導役とし、在宅医療未経験の医師らとグループを編成し、日常診療時の支援や多職種カンファレンス等を通じて新たな在宅医を養成 グループの医師相互に夜間休日不在時の代診制を運用 在宅患者急変時の受け入れを担う医療機関をグループに加え後方病床を確保 ※指導役の医師及び諸調整を行う職員の人件費、代診・後方病床受け入れを行った医療機関に補助する</p> <p>※市町村は介護保険の地域支援事業「在宅医療・介護連携推進事業（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」を実施する市町村に限る。市町村は事業の全部又は一部を医療機関等に委託することができる ※在宅診療・病以外の病院または診療所が実施主体となる場合は、小児の在宅医療にかかる経費のみ補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>(2) 補助基準額 知事が必要と認める額</p> <p>2 在宅医療体制支援事業 在宅医療を担う医療機関が少ない地域（在宅診療等の合計が3以下の市町村）において、24時間の在宅医療提供体制を構築するため、不在時の代替医師に係る費用（夜間休日不在時の待機）、受入病床の確保費用及び診療報酬で算定不可とされている半径16kmを越えた訪問診療に要する経費の一部を補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>(2) 補助基準額 知事が必要と認める額</p> <p>3 在宅医療推進事業 訪問看護ステーションがない（不足する）地域に市町村自ら設置若しくは参入した事業者等に補助した場合、初度設備・運営経費を補助 看取り、緩和ケアなど在宅医療の充実に資する研修等の実施に補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金</p> <p>(2) 補助基準額 知事が必要と認める額</p> <p>4 訪問診療用ポータブル機器等整備事業 訪問診療に使用するポータブルのエコー・心電図・X線装置</p>	10 / 10					予算補助
				1 / 2	1 / 2				

			<p>などの医療機器の整備に補助</p> <p>(1) 補助対象経費 備品購入費</p> <p>(2) 補助基準額 知事が必要と認める額</p> <p>5 在宅医療多職種連携 ICTネットワーク構築事業 在宅医療に関わる多職種間において、ICTを活用した患者情報を電子的に共有するシステムを導入し、切れ目のない医療介護情報連携を行うためのネットワークの設備整備等の購入経費のほか、ネットワーク導入に向け ICTの専門家からアドバイスを受けるための経費に対し補助 ※主に電子カルテ情報の共有を行うものは除く</p> <p>(1) 設備整備 補助対象経費：委託料、備品購入費 補助基準額：知事が必要と認める額</p> <p>(2) 導入アドバイザー 補助対象経費：委託料、報酬、報償費、旅費 補助基準額：知事が必要と認める額</p>		1 / 2	1 / 2			
小児等在宅医療連携拠点事業	医療機関、医師会、市町村等	小児等在宅医療連携拠点事業費補助金交付要綱（道）	<p>1 小児等在宅医療連携拠点事業（全道事業） 一般住民向け普及啓発、小児等の在宅医療に関する研修の実施等の人材育成や2に掲げる地域モデル事業実施事業者等への支援に対し補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>(2) 補助基準額 知事が必要と認める額</p> <p>2 小児等在宅医療連携拠点事業（地域拠点事業） 意見交換会等関係者の連携強化に向けた取組や小児等の患者・家族に対する相談支援の実施に補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>(2) 補助基準額 知事が必要と認める額</p>		10 / 10				予算補助
地方・地域センター機能強化事業	地方・地域センター病院	地方・地域センター機能強化事業費補助金交付要綱（道）	<p>1 医師等派遣事業 地方・地域センター病院における地域の医療機関に対する代替医師等及び診療協力のための医師等の派遣に必要な経費に補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費、賞金、報償費、旅費</p> <p>(2) 補助基準額 ・医師 61,000円×延日数 ・看護師 25,000円×延日数 ・その他医療従事者（診療放射線技師、理学療法士、作業療法士等医師及び看護師以外の医療従事者）25,000円×延日数</p>		1 / 2	1 / 2			予算補助

			<p>2 研修会等開催事業 地方・地域センター病院における地域の医師等の医療技術者を対象とする研修会又は地域医療構想の推進方策検討等医療政策に関する研修会等の開催に必要な経費に補助</p> <p>(1) 補助対象経費 報酬、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、図書等購入費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料</p> <p>(2) 補助基準額 300,000 円/回</p> <p>3 設備整備事業 圏域内における後方医療機関として必要な医療機器等の購入費に補助</p> <p>(1) 補助対象経費 共同利用する高度医療機器、研修会に活用するための医療機器等の購入費</p> <p>(2) 補助基準額 10,800,000 円</p>	1/2	1/2				
へき地患者輸送車整備事業	市町村等	へき地医療対策事業費（整備費）補助金交付要綱（道）	<p>【補助対象経費】 へき地医療を確保するため、患者を最寄りの医療機関まで輸送するために市町村等が購入する患者輸送車両の購入費</p> <p>【補助基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバス 1台当たり 2,829 千円 ・ワゴン 1台当たり 1,474 千円 	1/2	1/2		病院事業債 原則 100% 辺地対策事業債・過疎対策事業債 原則 100% ただし、地方公営企業法適用の病院等で辺地対策事業債・過疎対策事業債を併せて申請する場合は、それぞれ 50%		予算補助 ※要綱未確定
へき地診療所施設整備事業	市町村等	へき地医療対策事業費（整備費）補助金交付要綱（道）	<p>【補助対象経費】 へき地診療所として必要な次の各部門の新築・増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障をきたしているものに限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修（既存のへき地診療所の改修は除く）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 <p>(1) 診療所（診療室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下 等）</p> <p>(2) 医師住宅</p> <p>(3) 看護師住宅</p> <p>(4) ヘリポート（ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費）</p> <p>【補助基準額】 次に掲げる基準面積に基準単価を乗じた額の合計額とし、ヘリポートを整備する場合は別途加算する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準面積 <p>(1) 診療部門</p> <ul style="list-style-type: none"> 無床 160 m² 有床 5床以下 240 m² 6床以上 760 m² <p>(2) 医師住宅 80 m²</p> <p>(3) 看護師住宅 80 m²</p> <p>(4) ヘリポート 1か所当たり 85,559 千円</p>	1/2	1/2		病院事業債 原則 100% 辺地対策事業債・過疎対策事業債 原則 100% ただし、地方公営企業法適用の病院等で辺地対策事業債・過疎対策事業債を併せて申請する場合は、それぞれ 50%		予算補助 建築面積が基準面積を下回る時は当該建築面積を基準面積とする ※要綱未確定

			<p>・基準単価（1㎡当たり）</p> <p>一般地区</p> <p>鉄筋コンクリート 183,400円</p> <p>ブロック 159,600円</p> <p>木造 183,400円</p> <p>離島・豪雪地区</p> <p>鉄筋コンクリート 196,300円</p> <p>ブロック 171,500円</p> <p>木造 196,300円</p> <p>基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額＝選定額（選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額）×補助率＝交付額</p>							
へき地診療所設備整備事業	市町村等	へき地医療対策事業費（整備費）補助金交付要綱（道）	<p>【補助対象経費】</p> <p>へき地診療所として必要な医療機器購入費</p> <p>【補助基準額】</p> <p>1か所当たり 16,500千円</p>	1/2		1/2		病院事業債 100% 原則過疎対策事業債あり		予算補助 ※要綱未確定

へき地診療所運営事業	市町村等	へき地医療対策事業費 (運営費) 補助金交付 要綱(道)	<p>【補助対象経費】</p> <p>(1) 事務費 へき地診療所の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費(研究費に計上したものを除く)、備品費(単価 50 万円未満に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く)、消耗品費(伝送装置経費に計上したものを除く)、材料費、印刷製本費、光熱水料、借料及び損料(伝送装置経費に計上したものを除く)、社会保険料、雑役務費(伝送装置経費に計上したものを除く)、委託費</p> <p>(2) 研究費 医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費(研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費)、備品費(医学用図書雑誌、単価 50 万円未満の研究用備品に限る)、材料費(医学研究用材料)</p> <p>(3) 医療費 医療に必要な次に掲げる経費 備品費(単価 50 万円未満の医療用に限る)、 材料費(医薬品費、診療材料費)、雑役務費(医療機器修繕料)、委託費(診療のための検査委託料)</p> <p>(4) 情報通信機器等経費 情報通信機器の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 備品費(単価 50 万円未満の庁用器具に限る)、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費(修繕料等)</p> <p>【補助基準額】</p> <p>(1) 事務費</p> <p>① 1 か所当たり次により算出された額の合算額 6,200,000 円 + (基準単価 × 実診療日数) ※基準単価(実診療日数による)</p> <p>1 日～129 日 71,000 円 130 日～259 日 77,000 円 260 日以上 87,000 円</p> <p>② 訪問看護による加算額 25,000 円 × 訪問看護日数</p> <p>(2) 研究費</p> <p>1 か所当たり診療日数</p> <p>1 日～129 日 年額 65,000 円 130 日～259 日 年額 130,000 円 260 日以上 年額 195,000 円</p> <p>(3) 医療費 医療に要した実支出額</p> <p>(4) 情報通信機器経費</p> <p>1 か所当たり次により算出された額</p> <p>① ファクシミリ 37,290 円 × 稼働月数 ただし、導入初年度にあつては 45,450 円を加算する</p> <p>② 情報通信機器装置 297,430 円 × 稼働月数</p> <p>I 種目別選定額の合計額 - 診療収入額 ※選定額 = 基準額と対象経費支出額を比較して少ない方の額</p> <p>II 総事業費 - 診療収入額及び寄附金その他の収入額 I と II を比較して少ない方の額 × 補助率 = 交付額</p>	2 / 3		1 / 3					<p>予算補助 ※要綱未確定</p>
------------	------	------------------------------------	--	-------	--	-------	--	--	--	--	------------------------

へき地患者輸送車運行事業	市町村等	へき地医療対策事業費（運営費）補助金交付要綱（道）	<p>【補助対象経費】 へき地患者輸送車の運行に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費、委託費</p> <p>【補助基準額】 患者輸送車 1 か所当たり 765,000 円</p>	1 / 2		1 / 2				予算補助 ※要綱未確定
へき地医療拠点病院事業（運営）	病院の開設者	へき地医療対策事業費（運営費）補助金交付要綱（道）	<p>無医地区等における医療の確保を図るため、市町村等が行うへき地医療拠点病院事業に必要な経費</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>(1) 医療活動費 無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、諸謝金、旅費（研究費に計上したものを除く）、備品費（単価 50 万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び情報通信機器経費に計上したものを除く）、消耗品費（情報通信機器経費に計上したものを除く）、材料費、印刷製本費、光熱水料、借料及び損料（情報通信機器経費に計上したものを除く）、社会保険料、雑役務費（情報通信機器経費に計上したものを除く）、燃料費、委託費、公課費</p> <p>(2) 研究費 学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費（学会出席旅費）</p> <p>(3) 研修費 へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費</p> <p>(4) 医療費 医療に必要な次に掲げる経費 備品費（単価 50 万円未満の医療用に限る）、材料費（医薬品費、診療材料費）、雑役務費（医療機器修繕料）</p> <p>(5) 情報通信機器経費 情報通信機器の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 報償費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る）、備品費（単価 50 万円未満に限る）、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費（修繕料等）、委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る）</p> <p>【補助基準額】</p> <p>(1) 医療活動費 1 か所当たり次により算出された額の合算額 へき地医療活動経費</p> <p>①巡回診療等従事者経費 医師 61,000 円×延日数 その他 25,000 円×延日数</p> <p>②巡回診療等自動車経費 3,700 円×延回数</p> <p>③代診医等派遣経費 医師 61,000 円×延日数 その他 25,000 円×延日数</p>	1 / 2	1 / 2			<p>病院事業債 原則 100% 辺地対策事業債・ 過疎対策事業債 原則 100%</p> <p>ただし、地方公営企業法適用の病院等で辺地対策事業債・過疎対策事業債を併せて申請する場合は、それぞれ 50%</p>		予算補助 ※要綱未確定

			<p>(2) 研究費 1か所当たり次に定める額 医療活動年間延日数 150日以上 414,000円 75日以上150日未満 310,000円 50日以上75日未満 207,000円</p> <p>(3) 研修費 1回当たり 56,000円</p> <p>(4) 医療費 医療に要した実支出額</p> <p>(5) 伝送装置経費 1か所当たり次により算出された額 静止画像伝送装置 ①へき地医療拠点病院診療支援システム (912,810円+76,420円)×稼働月数 ②へき地診療所診療支援システム (456,400円+38,210円×導入へき地診療所数) ×稼働月数 I 種目別選定額の合計額 ※選定額=基準額と対象経費支出額を開設者ごとに比較して少ない方の額 II 総事業費-診療収入額及び寄附金その他の収入額 IとIIを比較して少ない方の額×補助率=交付額</p>						
へき地診療所医師派遣強化事業	市町村等	へき地医療対策事業費(運営費)補助金交付要綱(道)	<p>【補助対象経費】 へき地診療所医師派遣強化事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、旅費、社会保険料</p> <p>【補助基準額】 1か所当たり次により算出された額 ・医師 61,000円×延日数 ・その他 25,000円×延日数</p>	1/2		1/2			予算補助 ※要綱未確定
医師就労支援事業	市町村等	医師就労支援事業費補助金交付要綱(道)	<p>1 就労サポート事業</p> <p>(1) 補助対象経費 就労サポートに必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員・非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(食糧費除く)、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(上記経費に該当するもの)</p> <p>(2) 補助基準額 次の①の額と②及び③により算出された額の合計額とする ①1ヶ所当たり 8,000,000円 ②復職支援を実施する場合 次のアからエにより算出された額の計 ア 研修計画作成経費 327,000円×研修人数 イ 指導医経費 16,000円×研修日数×研修人数 ※研修日数 30日上限 ウ 地域研修費 10,000円×研修日数×研修人数 ※研修日数 30日上限 エ 研修管理委員会等経費 1ヶ所当たり 257,000円</p>		10/10				予算補助 ※国庫補助廃止により基金を財源とする事業として実施

			③ワークライフバランスセミナー等を実施する場合 1ヶ所当たり 257,000円 2 勤務体制整備事業 (1) 補助対象経費 勤務体制整備に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員・非常勤職員給与費、法定福利費等）、 賞金、報償費（謝金）、旅費、需用費（食糧費除く）、役務 費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該 当するもの） (2) 補助基準額 次の①から③により算出された額の合計額とする ①短時間正規雇用等を実施する場合 600,000円×運営月数 ②独立したスペースにおいて病児病後児保育を実施する 場合 341,260円×運営月数 ③上記以外の子育て支援を実施する場合 187,560円×運営月数		1/2	1/2			
--	--	--	--	--	-----	-----	--	--	--

所管部課名 保健福祉部 地域医療推進局 医務薬務課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	ページリンク	備考
				国	道	市町村	その他			
子育て看護職員等就業定着支援事業	市町村	子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱（道）	病院内保育所の運営に必要な次に掲げる経費 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 委託料（上記1に該当するもの）		1/4以内	3/4			予算補助 ※国庫補助廃止により基金を財源とする事業として実施	

所管部課名 保健福祉部 健康安全局 地域保健課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	ページリンク	備考
				国	道	市町村	その他			
健康増進事業費補助金	市町村	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（国） 健康増進事業費補助金交付要綱（道）	生活習慣病予防と介護予防を通じ、全ての道民の健康を確保するため、健康増進法に基づき市町村が実施する次の各種保健事業に要する経費 (1) 健康教育 (2) 健康相談 (3) 健康診査 (4) 訪問指導 (5) 総合的な保健推進事業 (6) 肝炎ウイルス検診	1/3	1/3	1/3			予算補助 自己負担相当額以外 1/3 自己負担相当額 10/10	

がん診療施設・設備整備事業	日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及びその他知事が適当と認める者	がん診療施設・設備整備費補助金交付要綱（道）	<p>施設整備 がん診療施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室等)</p> <p>(2) がん専用病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)</p> <p>基準面積 1,300 m²</p> <p>基準単価</p> <p>病棟 鉄筋コンクリート 185,600 円 ブロック 161,800 円</p> <p>診療棟 鉄筋コンクリート 207,500 円 ブロック 181,300 円</p> <p>設備整備 がん診療施設として必要ながんの医療器械及び臨床検査機械等の備品購入費</p> <p>基準額 32,400 千円</p>		1 / 3	2 / 3					予算補助
がん診療連携拠点病院等機能強化事業	厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院又は地域がん診療病院の開設者	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（国） がん診療連携拠点病院等機能強化事業費補助金交付要綱（道）	<p>がん診療連携拠点病院等が行う次の事業に要する経費。ただし、地域がん診療病院については、(2)、(5)、(7)及び(8)に関する事業を除く。</p> <p>(1) がん医療従事者研修事業</p> <p>(2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業</p> <p>(3) がん相談支援事業</p> <p>(4) 普及啓発・情報提供事業</p> <p>(5) 病理医養成等事業</p> <p>(6) 在宅緩和ケア地域連携事業</p> <p>(7) 緩和ケア推進事業</p> <p>(8) がん患者の就労に関する総合支援事業</p>	1 / 2	1 / 2						予算補助
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	市町村	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要綱（道）	小児慢性特定疾病児童等に対する特殊寝台等の日常生活用具の購入費	市 1 / 2 町村 1 / 2		1 / 2					予算補助
過疎地域等特定診療所施設整備事業	市町村	医療施設等施設整備費補助金交付要綱（国）	<p>【補助対象経費】 過疎地域等特定診療所として、必要な次の各部門の新・増改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く）に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等）</p> <p>(2) 医師又は歯科医師住宅</p> <p>(3) 看護師住宅</p> <p>【補助基準額】 次に掲げる基準面積に基準単価を乗じた額 (基準面積)</p> <p>(1) 診療部門 160 m²</p> <p>(2) 医師住宅 80 m²</p> <p>(3) 看護師住宅 80 m²</p>	1 / 2	1 / 4	1 / 4					予算補助

過疎地域等特定診療所設備整備事業	市町村	医療施設等設備整備費補助金交付要綱（国）	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器購入費【補助基準額】 一箇所当たり 16,200 千円	1 / 2	1 / 4	1 / 4				予算補助
------------------	-----	----------------------	--	-------	-------	-------	--	--	--	------

所管部課名 保健福祉部 健康安全局 国保医療課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
北海道国民健康保険給付費等交付金	市町村、広域連合	国民健康保険法第75条の2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令 北海道国民健康保険給付費等交付金交付要綱（道）	1 普通交付金 療養の給付等に要する費用その他市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に応じて交付する。 2 特別交付金 市町村の財政状況その他の事情に応じ、次に掲げる額の合算額を交付する。 ア 算定政令第6条第6項第1号及び調交省令第6条に基づき国が当該市町村における災害その他特別の事情に応じて交付する額 イ 算定政令第6条第6項第2号の規定に基づき国が当該市町村の取組に応じて交付する額 ウ 算定政令第6条第6項第3号の規定に基づき道が繰り入れる額のうち、知事が定める基準に基づき算出した額 エ 算定政令第6条第6項第4号の規定に基づき国が当該市町村による特定健康診査等に要する費用に応じて負担する額及び同項5号の規定に基づき道が当該市町村による特定健康診査等に要する費用に応じて繰り入れる額							
北海道国民健康保険財政安定化基金事業	市町村、広域連合	国民健康保険法第81条の2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第14条～22条 北海道国民健康保険財政安定化基金条例 北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則	1 交付事業 特別な事情により、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する場合に、財政不足額の1/2を交付する。 2 貸付事業 保険料（税）収納率の悪化等により、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する場合に、財政安定化基金から市町村へ貸付を行う。							

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	市町村	<p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱（国）</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱（国）</p>	<p>【交付の対象】 次の事業に必要な経費を補助。 （1）令和2年10月23日健発1023第3号厚生労働省健康局長通知の別紙「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」により市町村が行う事業。 （2）昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」の第10により市町村において設置された予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等の費用に対して市町村が行う事業（ただし、新型コロナウイルスワクチン接種に係るものに限る。）</p> <p>【補助対象経費】 給料、職員手当等、共済費、賞金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金</p>	10/10						予算補助
軽症者等宿泊施設借上げ事業	保健所設置市	<p>「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（国）</p> <p>「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（国）</p> <p>新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設運営事業費補助金交付要綱（道）</p>	<p>【交付の対象】 道内の政令市に対し、宿泊療養施設の設置運用等に係る経費について、必要な費用を補助。</p> <p>【補助対象経費】 ・施設の開設及び運営に係る経費 ・職員派遣に係る旅費等 ・患者搬送に係る委託費、使用料等</p>	10/10 以内						予算補助
新型コロナウイルス感染症相談窓口設置事業	保健所設置市	<p>「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（国）</p> <p>「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（国）</p>	<p>【交付の対象】 道内の政令市に対し、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置、運営を行うために必要な経費を補助。</p> <p>【補助対象経費】 賞金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	10/10 以内						予算補助

		令和5年度(2023年度)新型コロナウイルス感染症相談窓口設置事業費補助金交付要綱(道)									
新型コロナウイルス感染症自宅軽症者等療養体制確保事業	保健所設置市	「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱」(国) 「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」(国) 令和5年度(2023年度)新型コロナウイルス感染症自宅軽症者等療養体制確保事業費補助金交付要綱(道)	【交付の対象】 道内の政令市に対し、新型コロナウイルス感染症に関して、自宅軽症者等の療養体制の確保を行うために必要な経費を補助。 【補助対象経費】 職員手当等、報酬、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10 以内							予算補助
予防接種対策事業(調査事業)	市町村	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱(国)	予防接種事故発生時における市町村の予防接種健康被害調査委員会が行う調査事業に要する経費1件につき239,000円	1/2	1/4	1/4					予算補助
感染症指定医療機関事業	指定医療機関の開設者	保健衛生施設等施設・設備費国庫補助金交付要綱(国) 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱(国)	次の各号に該当する感染症指定医療機関の整備・運営事業 1 施設整備事業 (1) 補助対象経費 感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 補助基準額 新設・増設又は改築 ・第一種感染症指定医療機関 厚生労働大臣の認めた額 ・第二種感染症指定医療機関 15㎡×指定病床数×別途定める基準単価 2 運営事業 (1) 補助対象経費 第一種・第二種感染症指定医療機関の運営に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、材料費及び備品購入費 (2) 補助基準額 ・第一種感染症指定医療機関 指定病床数×6,294,000円 ・第二種感染症指定医療機関 陰圧あり：指定病床数×1,858,000円 陰圧なし：指定病床数×1,426,000円	1/2 1/2	1/2 1/2				https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hoken-eisei/index.html なし	予算補助	

<p>ポリオ生ワクチン2 次感染対策事業</p>	<p>市町村</p>	<p>感染症予防事業費等国 庫負担(補助)金交付 要綱(国)</p>	<p>1 医療費 他の法令による給付がある場合は、その額を控除した額とする</p> <p>2 医療手当 医療費の支給を受けている者に対し、入通院に必要な諸経費として月を単位に支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院3日未満(月額) 35,800円 ・通院3日以上(月額) 37,800円 ・入院8日未満(月額) 35,800円 ・入院8日以上(月額) 37,800円 ・同一月入通院(月額) 37,800円 <p>3 障害児の養育に対する特別手当 ポリオウィルスに2次感染したことにより、一定の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者に対し、障害の程度に応じて支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級(年額) 898,800円 ・2級(年額) 718,800円 <p>4 18歳以上の障害者に対する特別手当 ポリオウィルスに2次感染したことにより、一定の障害の状態にある18歳以上の者に対し、障害の程度に応じて支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級(年額) 2,875,200円 ・2級(年額) 2,229,200円 <p>5 非生計維持者死亡一時金 2次感染したことにより死亡した者が、一家の生計者でなかった場合の遺族に対して支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7,542,000円 <p>6 葬祭料 2次感染により死亡した者の葬祭を行う場合、葬祭を行う者に対して支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・212,000円 	<p>1 / 2</p>	<p>1 / 4</p>	<p>1 / 4</p>					
<p>緊急風しん抗体検査 等事業</p>	<p>市町村</p>	<p>感染症予防事業費等国 庫負担(補助)金交付 要綱(国)</p>	<p>医療機関等委託又は保健所等による風しん抗体検査事業に要する経費</p>	<p>1 / 2</p>		<p>1 / 2</p>					

所管部課名 保健福祉部 福祉局 地域福祉課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業費補助事業	市町村	外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業費補助金交付要綱（道）	国民年金制度上、無年金とならざるを得なかった外国人の方々の福祉の向上を図るため、福祉給付金を支給する市町村に補助する 【補助額】 高齢者 10,000円×支給延べ月数 障害者 25,000円×支給延べ月数		定額				https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sum/kokuji.html	道単独予算補助
社会福祉施設産休等代替職員任用事業	市町村、社会福祉法人等	社会福祉施設産休等代替職員任用費補助金交付要綱（道）	社会福祉施設に勤務する保育士など女子職員の産出及び職員の病欠欠勤に伴う代替職員の任用に必要な経費		10/10以内					道単独予算補助

所管部課名 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
重度心身障がい者医療給付事業	市町村等	北海道医療給付事業補助金交付要綱	重度心身障がい者の健康の保持と福祉の増進を図るため、市町村等が実施する事業に要する経費 ・医療費及び事務費		1/2 夕張市 10/10	1/2				道単独予算補助
市町村地域生活支援事業	市町村	市町村地域生活支援事業費等補助金交付要綱（道）	障がい者等に対し、相談支援、意思疎通支援及び移動支援、日中活動支援等のサービス提供を行うための各種事業に要する経費	1/2	1/4	1/4				予算補助
地域自殺対策強化事業	市町村等	地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）交付要綱	相談、人材育成、普及啓発、地域ネットワークの強化等の基幹的な事業や、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた対策を実施することにより、北海道における更なる自殺対策の強化を図るための必要な経費 ・対面相談事業、電話相談事業、人材養成事業、普及啓発事業、自死遺族支援機能構築事業 ・計画策定実態調査事業、若年層対策事業、深夜電話相談強化事業、自殺未遂者支援事業 ・自殺未遂者支援・連携体制構築事業、災害時自殺対策事業、ハイリスク地対策事業、地域特性重点特化事業	1/2 2/3 10/10		1/2 1/3				予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
介護サービス提供基盤等整備事業	市町村等	厚生労働事務次官通知	定員 29 名以下の地域密着型特別養護老人ホーム等の整備のほか、介護施設等の開設準備経費や特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護を図るための改修等、定期借地権設定のための一時金の支援に要する経費 (1) 地域密着型サービス施設等の整備 (2) 開設準備経費 (3) 既存施設の改修 (4) 定期借地権設定のための一時金支援 (5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援 (6) 介護職員の宿舎施設整備		定額 ※ (4) は路線価評価の 1/2 に対して 1/2				予算補助 ※ 地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用【基金負担】 国 2/3 道 1/3	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	市町村	厚生労働事務次官通知	地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備に要する経費 (1) 既存施設のスプリンクラー設備等整備事業 (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (3) 高齢者施設等の給水設備整備事業 (4) 高齢者施設等の安全対策強化事業 (5) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	定額					予算補助	
老人福祉施設等整備事業	市町村等	老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱（道）	老人福祉施設等の整備に要する経費 (1) 特別養護老人ホーム (2) 養護老人ホーム (3) (1)又は(2)に併設するショートステイ用居室 (4) 軽費老人ホーム（ケアハウス） (5) 介護老人保健施設 (6) 介護医療院 (7) (5)又は(6)に併設する訪問看護事業所		定額 ※ (1)又は(2)に係る大規模修繕は 3/4		社会福祉施設整備事業債 80% 施設整備事業債 100%		予算補助	
老人クラブ運営費補助事業	市町村	厚生労働事務次官通知	老人クラブの活動を促進するために要する経費 1 補助対象事業 (1) 老人クラブが行う事業 (2) 市町村老人クラブ連合会が行う事業（活動促進事業、健康づくり・介護予防支援事業、地域支え合い事業、若手高齢者組織化・活動支援事業） 2 補助基準額 1か所当たり 知事が必要と認めた額	1/3	1/3	1/3			予算補助	
介護サービス利用者負担軽減事業	市町村、広域連合	厚生労働事務次官通知	介護保険制度の円滑な施行に資する次の事業に要する経費 (1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 (2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業 (3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 (4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減措置事業	1/2	1/4	1/4			予算補助	

介護保険財政安定化基金事業	市町村、広域連合	介護保険法第147条 北海道介護保険財政安定化基金条例 北海道介護保険財政安定化基金条例施行規則	年度を単位とした保険料収納率低下と給付費増による財政不足について貸付 1 貸付額 財政不足額を基礎として算定し、財政不足額の1割の範囲内で貸付額の増額を認める。							
権利擁護人材育成事業費補助金	市町村	権利擁護人材育成事業費補助金交付要綱(道)	認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材の育成及びフォローアップに要する経費 (1) 権利擁護人材養成研修 (2) 権利擁護人材支援体制構築事業 (3) 権利擁護人材フォローアップ研修事業		10/10 以内					予算補助 ※地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用 【基金負担】 国 2/3 道 1/3
地域支援事業交付金	市町村等	厚生労働事務次官通知	地域支援事業の実施に関する経費 (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 (2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業 (3) 包括的支援事業(社会保障充実分)	20/100 38.5/100 38.5/100	12.5/100 19.25/100 19.25/100	12.5/100 19.25/100 19.25/100	55/100 23/100 23/100			予算補助
介護のしごと魅力アップ推進事業費補助金	市町村、養成施設等	介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱(道)	福祉・介護の仕事の大切さや魅力などを伝えるための福祉・介護体験やセミナー等の下記取組実施に要する経費 (1) 学生及び地域住民を対象に、福祉・介護職場での体験や現役の介護職員等との意見交換 (2) 学生及び地域住民を対象とした福祉・介護の魅力等の普及啓発に資するセミナー、講演会等の行事等の開催 (3) その他本事業の目的に合致すると認められる取組 【補助額】 1 事業者 2,000千円 ※(1)、(2)のいずれかを実施する場合は、1,000千円以内 (3)の単独実施不可		10/10 以内					予算補助 ※地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用 【基金負担】 国 2/3 道 1/3
キャリアパス支援研修事業費補助金	市町村、養成施設、事業者団体及び職能団体等	介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱(道)	キャリアパスを見据えた下記研修等の実施に要する経費 (1) 福祉・介護サービスに従事する者の資格取得や知識・技術力のレベルアップのための研修 (2) チームリーダーや初任者等の指導的立場としての視点や技術等を習得するための研修 (3) その他人材の定着支援に資する研修として知事が認める研修 【補助額】 1 事業者 450千円以内 ただし、広域(複数の(総合)振興局管内)で実施する場合、市町村及び福祉・介護に係る事業者団体及び職能団体が実施する場合は750千円以内 また、全道域を対象としてオンラインで実施する場合は、広域で実施するものとみなし、750千円以内		10/10 以内					予算補助 ※地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用 【基金負担】 国 2/3 道 1/3

介護助手普及促進事業費補助金	市町村、介護サービス事業所等	介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱（道）	介護現場において周辺業務を担う人材である介護助手を確保・育成するための下記取組実施に要する経費 (1) 業務を担う人材の確保に向けた説明会及びジョブマッチングの実施 (2) 直接介助以外の補助業務を担う人材に対する OFFJT 研修の実施 (3) 職場での業務に関する OJT 研修 【補助額】 1 事業者 300 千円以内 ※(1)及び(2)は必須事業。(3)を実施しない場合は、200 千円以内		10/10 以内					予算補助 ※地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用 【基金負担】 国 2/3 道 1/3
----------------	----------------	--------------------------	---	--	-------------	--	--	--	--	---

所管部課名 保健福祉部 子ども政策局 子ども政策企画課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
子ども・子育て支援整備交付金	市町村	内閣総理大臣通知 (H27.7.13)	1 留守家庭児童の健全育成の場とする放課後児童クラブの整備費 (1) 市町村設置施設 (待機児童解消のための整備の場合) (2) 社会福祉法人等設置施設への補助 (待機児童解消のための整備の場合) 2 疾病にかかった保育を必要とする児童を保育する病児保育施設の整備費 (1) 市町村設置施設 (2) 社会福祉法人等設置施設への補助	1/3 2/3 2/9 1/2	1/3 1/6 2/9 1/8	1/3 1/6 2/9 1/8	1/3 1/4			予算補助
ひとり親家庭等医療給付事業	市町村等	北海道医療給付事業補助金交付要綱（道）	ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進を図るため、市町村等が実施する事業に要する経費 ・医療費及び事務費		1/2 夕張市 10/10	1/2				道単独予算補助
乳幼児等医療給付事業	市町村等	北海道医療給付事業補助金交付要綱（道）	乳幼児等の疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、市町村等が実施する事業に要する経費 ・医療費及び事務費		1/2 夕張市 10/10	1/2				道単独予算補助

次世代育成支援対策施設整備交付金	市町村	次世代育成支援対策推進法	<p>次世代育成支援対策推進法を推進するために市町村が策定する整備計画に基づき実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業を対象とする ※児童厚生施設、産後ケア事業を行う施設除く (市町村設置) (民間(法人)設置施設への補助) 【対象施設】 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 利用者支援事業所 子育て支援のための拠点施設 市区町村子ども家庭総合支援拠点 一時保護施設 婦人保護施設 その他施設</p> <p>児童厚生施設 (市町村設置) (民間(法人)設置施設への補助)</p> <p>産後ケア事業を行う施設 (市町村設置) (民間(法人)設置施設への補助)</p>	<p>1/2 1/2</p> <p>1/3 1/3</p> <p>2/3 2/3</p>	<p>1/2 1/4</p> <p>1/3</p>	<p>1/2 1/4</p> <p>1/3 1/3</p> <p>1/3 1/12</p>	<p>1/4</p> <p>1/3</p> <p>1/4</p>	社会福祉施設整備事業債 80%		予算補助
子育て支援対策事業	市町村、社会福祉法人等	内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知(R3.10.1)	<p>「北海道安心こども基金」を活用した認定こども園等の整備に要する経費に対し助成</p> <p>1 保育所緊急整備事業 待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの施設整備に要する経費 ・待機児童加速化プランに参加する市町村 ※創設、増築、増改築に限る。 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合 ・山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準調整需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。)) ※補助割合は上と同じ</p> <p>2 小規模保育整備事業 待機児童解消のさらなる促進のため、小規模保育事業所の整</p>	<p>1/2</p> <p>2/3</p> <p>5.5/10</p> <p>1/2</p>		<p>1/4</p> <p>1/12</p> <p>1/4</p> <p>1/4</p>	<p>1/4</p> <p>1/4</p> <p>1/5</p> <p>1/4</p>			<p>予算補助</p> <p>※要綱未確定(一部事業)</p>

			備に要する経費 ・待機児童加速化プランに参加する市町村 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合 ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準調整需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）） 3 認定こども園整備事業 幼児連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の施設整備に要する経費 4 幼児教育・保育無償化円滑化事業 幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費 5 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 (1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業 (2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業 (3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業 (4) 保護者支援臨時特例事業 (5) 子どもの居場所支援整備事業 (6) 子どもの居場所支援臨時特例事業 (7) 子育て短期支援整備事業 (8) 子どもの居場所支援臨時特例事業 (9) 一時預かり利用者負担軽減事業 (10) 特定妊婦等支援整備事業（市・福祉事務所設置町村のみ） (11) 特定妊婦等支援臨時特例事業 （市・福祉事務所設置町村 ※指定都市・中核市除く） （指定都市・中核市） (12) 妊婦訪問支援事業 (13) 社会的養護自立支援整備事業（指定都市のみ） (14) 社会的養護自立支援実態把握事業（指定都市のみ） (15) 児童相談所一時保護所等整備事業（指定都市のみ）	2/3 5.5/10 1/2 定額 9/10 2/3 1/2 1/2 2/3 1/2 2/3 1/3 1/3 2/3 1/2 1/2 1/2 2/3 1/2 9/10	1/12 1/4 1/4 1/10 1/6 1/4 1/6 1/4 1/4 1/4 1/4 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3	1/4 1/5 1/4 1/10 1/6 1/4 1/4 1/2 1/4 1/4 1/3 1/3 1/2 1/2 1/2 1/4 1/2 1/4 1/2 1/3				
多子世帯の保育料軽減支援事業	市町村	令和4年度（2022年度）多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金交付要綱（道）	保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化する事業の実施に要する経費		1/2	1/2				道単独予算補助
地域子ども・子育て支援事業	市町村	子ども・子育て支援交付金交付要綱（国）	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費 (1) 利用者支援事業 (2) 延長保育事業 (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ・新規参入施設等への巡回視線	2/3 1/3 1/3 1/3 1/3	1/6 1/3 1/3 1/3 1/3	1/6 1/3 1/3 1/3 1/3				予算補助

			<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園特別支援教育・保育経費 ・地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 ・多子世帯保育料負担軽減支援 (5) 放課後児童健全育成事業 (6) 子育て短期支援事業 (7) 乳児家庭全戸訪問事業 (8) 養育支援訪問事業 (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (10) 地域子育て支援拠点事業 (11) 一時預かり事業 (12) 病児保育事業 (13) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (14) 特例措置分 	1/3 1/3 1/2 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3	1/3 1/3 1/4 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3	1/3 1/3 1/4 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3 1/3				
就学前教育・保育施設整備交付金	社会福祉法人等	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱(国)	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、認定こども園又は小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費、並びに保育所、私立認定こども園又は小規模保育事業所の防音壁の整備及び保育所、私立認定こども園又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費 ・子育て安心プランに参加する市町村 ※創設、増築、増改築に限る。 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合 ・山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準調整需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。)) ※補助割合は上と同じ 	1/2 2/3 5.5/10		1/4 1/12 1/4	1/4 1/4			予算補助
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業	市町村	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱(国)	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援分野及び保育分野に関わる現任の職員の質の向上、新たな事業の創設及び既存事業の拡充に伴う更なる人材の確保並びに児童館の特性を生かした関係機関との連携による要支援児童・家庭への支援等の取組の実践及びその普及による児童館の機能強化を図るための研修の実施に要する経費 (1) 子育て支援員研修事業 (2) 保育の質の向上のための研修等事業 (3) 保育士等キャリアアップ研修事業 (4) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業 (5) 多様な保育研修事業 (6) 放課後児童支援員等研修事業 (7) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業 (8) 認可外の居宅訪問型保育研修事業 (9) 児童館における健全育成活動等開発事業 	1/2 1/2		1/2 1/4	1/2 1/4			予算補助 ※要綱未確定(一部事業)
		令和5年度(令和4年度からの繰越分)子ども・子育て支援体制整備	放課後児童クラブと放課後子供教室を連携又は一体的に実施するための効果的な支援方法等の検証を行うために必要な経費	定額						

			(指定都市・中核市が実施する場合) (27) 保育環境改善事業 ①安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ 開所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外 (指定都市・中核市が実施する場合) ②安全対策事業 ③緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ開所時間帯にお ける乳幼児受入れ支援事業 (28) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 (29) 放課後居場所緊急対策事業 (30) 小規模多機能・放課後児童支援事業 (31) 認可外保育施設改修費等支援事業 (32) 待機児童対策協議会推進事業 (33) 新たな待機児童対策提案型事業	1/3 1/3 1/3 1/3 1/2 1/2 1/2 1/3 1/3 1/2 1/2 10/10	1/3 1/3 1/2	2/3 2/3 1/3 2/3 1/4 1/2 1/4 1/3 1/3 1/2 1/2 1/4							
地域少子化対策重点 推進交付金	市町村	保育対策総合支援事 業費補助金(保育所等 改修費等支援事業等 (令和4年度第2次 補正予算分)分)交付 要綱	(1) 保育所等改修費等支援事業 ※子育て安心プランに参加するなどの要件に該当する場合 (2) 保育環境改善等事業 ・ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行 う事業 ・送迎用バスの安全装置の設置を行う事業 ・新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事 業 (3) 保育所等業務効率化推進事業 ・業務のICT化等を行うためのシステム導入 ・病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行う ためのシステム導入 ・研修のオンライン化事業 ・保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化 ・児童館のICT化を行うためのシステム導入 (4) 保育士就学資金貸付(指定都市のみ)	1/2 2/3 3/5 1/2 1/2 3/5 9/10		1/4 1/12 (1/5) (1/2) (1/4) (1/5) 1/10	1/4 1/4 1/5 (1/2) 1/4 1/5 1/10						予算補助
		地域少子化対策重点推 進交付金交付要綱(道)	結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行 う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期 を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に ついて、これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横 展開を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するた め、自治体が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を 経済的に支援する施策の実施を推進する。 (1) 地域少子化対策重点推進事業 (2) 結婚新生活支援事業	1/2 (2/3) (3/4)		1/2 (1/3) (1/4)							予算補助
妊産婦安心出産支援 事業	市町村	妊産婦安心出産支援事 業費補助金交付要綱 (道)	分娩可能な医療機関がない地域の市町村において安心して 子どもを産むことができるよう、妊婦健診及び分娩等に対する 経済的負担軽減を図るため、妊産婦に対して交通費等の補助を 行った市町村への補助 ・妊産婦健診に係る交通費、宿泊費 ・出産準備に係る交通費、宿泊費		1/3	1/3 以上	1/3 以内						道単独予算補助
社会福祉施設産休等 代替職員任用事業	市町村、社会 福祉法人等	社会福祉施設産休等 代替職員任用費補助 金交付要綱(道)	社会福祉施設に勤務する保育士など女子職員の産休及び職 員の病気欠勤に伴う代替職員の任用に必要な経費		10/10 以内								道単独予算補助

保育士等処遇改善臨時特例事業	市町村	保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱(国)	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施するのに要する経費。	10/10						予算補助
出産・子育て応援交付金	市町村	出産・子育て応援交付金交付要綱(国)	<p>妊娠期から出産・子育て期まで、身近な場所で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型支援と、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対する経済的支援(計10万円相当)を一体的に実施する事業に必要な経費を補助する。</p> <p>1 伴走型相談支援 次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 基本額 ・子育て世代包括支援センター1か所当たり7,784,000円 ※子育て世帯包括支援センターを設置していない場合は1市町村当たり7,784,000円</p> <p>(2) 加算額 ・子育て世代包括支援センター1か所当たり1,290,000円 ※子育て世帯包括支援センターを設置していない場合は1市町村当たり1,290,000円</p> <p>2 出産・子育て応援給付金 出産応援ギフトの支給対象者及び子育て応援ギフトの対象児童それぞれ一人当たり50,000円</p> <p>3 事務費(システム構築等導入経費) 次により算出された額の合計額 ・システム構築等導入経費として1市町村当たり2,000,000円 ※広域的かつ電子的に経済的支援を行う指定都市、中核市に限り、1市当たり10,000,000円 ・出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの対象者100人当たり44,000円 ※100人以下の対象者については切上げ ・出産・子育て応援給付金を現金以外のクーポン等により実施する場合に限り、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの対象者100人当たり80,000円 ※100人以下の対象者については切上げ</p>	2/3 ※9月まで	1/6 同左	1/6 同左				予算補助
こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業)	市町村等	こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業)交付要綱(国)	<p>こども施策の推進を図るため、こども基本法第10条に規定する自治体こども計画策定に向けた調査等及び計画策定に必要な経費</p> <p>【補助対象経費】 報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託料</p> <p>【補助基準額】 3,000千円</p>	1/2		1/2				予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
ひとり親家庭等生活支援事業	市町村	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱（国）	ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援し、その生活の安定を図ることを目的に家庭生活支援員の派遣や子どもの生活・学習支援等を行う市町村への補助	1 / 2	1 / 4	1 / 4		https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098023.html https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097604.html	予算補助	
医療的ケア支援事業	市町村	医療的ケア支援事業費補助金交付要綱（道）	重症心身障がい児者に対し訪問看護の手法を活用して居宅以外の社会的活動を行う場所で医療的ケアを行う事業に要する経費		1 / 2	1 / 2			予算補助	
地域子供の未来応援交付金	市町村	地域子供の未来応援交付金交付要綱（国）	地方公共団体において、地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策の計画が策定され、施策が実施されるよう支援するもの。 (1) つながりの場づくり緊急支援事業 コロナ禍で子供が孤独・孤立に陥らないよう子ども食堂や学習支援などを実施又は委託、補助する経費 （補助基準額 1事業あたり 1,500千円） (2) 新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業 ①NPO等に新たに居場所づくりを委託する事業 ②新たな居場所を新設する事業 ③新たな取組を実施する事業 （補助基準額 1事業あたり 1,500千円） (3) 食の提供重点支援事業 物価高騰により経済的に困難を抱える家庭の負担軽減のため、食事、食材等の提供を実施又は委託、補助する経費 （補助基準額 1事業あたり 3,500千円）	2 / 3		1 / 3			予算補助 (1)～(3)の事業の活用実績により補助率変更あり	

經 濟 部

所管部課名 経済部 地域経済局 中小企業課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
卸売市場整備促進費補助金	中央卸売市場の開設者、地方卸売市場の開設者等	強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱等（国）	中央卸売市場及び地方卸売市場が、食品等流通合理化計画に従って実施する施設の整備を支援 ①品質・衛生管理高度化施設整備の取組 ②物流効率化に向けた施設整備の取組 ③卸売市場統合・連携促進施設整備の取組 ④輸出促進対応卸売市場施設整備の取組 ⑤卸売市場防災対応施設整備の取組	中央 4/10 1/3 地方 1/3				公営企業債 市場事業 100%	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/attach/sijyou_yosan2.html	中央 法律補助 地方 予算補助

所管部課名 経済部 資源エネルギー局 資源エネルギー課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
電源立地地域対策事業	市町村 一部事務組合	電源立地地域対策交付金交付規則	発電用施設等の周辺市町村が行う公共用施設整備や地域活性化事業等	10/10						予算補助
石油貯蔵施設立地対策事業	市町村 一部事務組合	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則	石油貯蔵施設周辺市町村が行う公共用の施設の整備事業	10/10						予算補助

所管部課名 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課

ゼロカーボン地域プロジェクト支援事業	市町村 市町村と企業等とのコンソーシアム	A. ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金交付要綱 B. ゼロカーボン・ビルディング構築支援事業費補助金交付要綱 C. ゼロカーボン・イノベーション導入支援事業費補助金交付要綱	地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速し、「ゼロカーボン北海道」の実現を促進するため、エネルギー自立型施設や地域マイクログリッドの構築、新エネルギー先端技術の導入などに対し補助 A. 設備導入（上限：5,000万円） B. 調査（上限500万円）、構築（上限：最長2年1億5,000万円） C. 設備導入（上限：最長3年2億円）		A. 1/2 以内 B. 1/2 以内 C. 2/3 以内				F	予算補助
新エネルギー設備等導入支援事業	市町村 市町村と企業等とのコンソーシアム 民間企業（A、Bのみ）	A. 新エネルギー設計支援事業費補助金交付要綱 B. 新エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱 C. 地熱井掘削支援事業費補助金交付要綱	地域経済の活性化や雇用などの波及効果の高い、本道の豊富なエネルギー資源を活用した設備設計、設備導入、地熱井掘削に対し補助 A. 設備設計（上限：500万円） B. 設備導入（上限：5,000万円） （モデル事業横展開上限：最長2年1億円） C. 地熱井掘削（上限：5,000万円）		A. 1/2 以内 B. 1/2 以内 C. 2/3 以内					予算補助

	民間企業同士のコンソーシアム（A, B のみ） 企業等 市町村と企業等とのコンソーシアム	D. 地域資源活用基盤整備支援事業費補助金交付要綱	D. 地域資源活用基盤整備（上限：1,000万円（収益から補助金返還を条件））		D. 1/2 以内					
地域新エネルギー導入調査総合支援事業	市町村 市町村と企業等とのコンソーシアム	A. 地域新エネルギー導入加速化調査支援事業費補助金交付要綱 B. 地熱資源利用促進事業費補助金交付要綱	地域における新エネルギーの導入を拡大するため、市町村等が取り組む導入可能性調査や発電・熱利用を目的とした地熱井等の調査に対し補助 A. 地域新エネルギー導入加速化調査支援事業（上限：300万円） B. 地熱資源利用促進事業（上限：1,200万円）		A. 1/2 以内 B. 2/3 以内					予算補助

所管部課名 経済部 労働政策局 産業人材課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
事業内職業訓練設備整備事業	市町村 職業訓練実施団体	雇用保険法第63条第1項第1号 雇用保険法施行規則第123条	知事の認定を受けて職業訓練を行う中小企業事業主等に対し、集合して行う学科及び実技の訓練に使用する機械器具等の整備に要する経費に対し、助成する	1/3 以内	1/3 以内					法律補助